

三峰川の ものがたり

三峰川みらい会議水チーム 監修

北原優美 編著

目次

はじめに	3
第一部 三峰川と共に生きる	4
一 三峰川みらい会議「水チーム」の取り組み	4
二 過去の災害を体験した古老たちの話	5
三 聞き取りを終えて	15
第二部 三峰川の災害と治水の歴史	16
一 三峰川の災害史をひもとくにあたって	16
二 三峰川流域の洪水の特徴	17
三 三峰川上流の濫伐と災害	18
四 川筋の変動と村境	23
五 洪水後の起こし返しと地割り	34
六 御見通し川除と国役普請	39
七 幕末から明治以降の洪水と治水	50
八 三峰川総合開発	60
九 川の問題あれこれ	71
おわりに	74

はじめに

明治維新以後、江戸時代に定められた「山川の掟」が緩み、全国的に大雨・洪水に見舞われて、国土が荒廃しました。明治政府は平野部の治水の師として、オランダからお雇いの外国人技師を招聘しましたが、日本の川は、山の多い国からきた彼等にとっては川でなく滝のように見えしました。近代的な治水の方法は、オランダの治水術を取り入れながら、日本の在来工法を組み合わせる中で模索されますが、その中で強調されたのは、「山を治めて川を治める」流域一貫の総合治水の思想でした。

河川を治めるための「河川法」が制定されたのは明治二十九年でした。その後、幾度か小幅な手直しがされてきました。昭和三十九年には、折からの高度経済成長期に整合するように「新河川法」が制定され、「水系一貫管理制度」の導入など体系的な制度の整備がされてきました。

しかし、急激な進展を遂げた都市化の波によって、流域の開発による保水力の低下や、過大な取水による河川の流水の減少や水質の悪化、水辺空間の減少、地下水の枯渇、

生物環境の悪化など、川に関してさまざまな問題が指摘されるようになりました。

従来は、国や公共機関によるダム計画や大型の河川整備プロジェクトなどは政治的決定が先行し、河川環境が著しく損傷を受けることも少なくありませんでした。

事業の実施に反対する住民との争いも、時として激烈なものになり、双方ともに必要以上のエネルギーを消費せざるを得ない状況が生まれることもありました。

このような反省に立ち、平成九年度の第一四〇国会で「河川法の一部を改正する法案」が可決成立（平成九年五月二十八日）し、これまでの治水・利水に加えて「河川環境の整備と保全」の項目が加えられることになりました。

今回の河川法の改正によって、事業実施機関に求められるものは、

- ① 住民からの信頼性の回復（事業の計画段階に外部からもアクセスできる透明性の高い意志決定のプロセスの確立）
- ② 住民の持つ多様なニーズや価値観の把握（利害も価値観も異なる様々な観点からの評価を把握する）
- ③ 事業実施に関する合意形成（単一の方針であらゆる住民を納得させることは不可能なので、問題別にコンセン

サスを形成してゆく)

などが課題となって浮き上がってきました。

建設省天竜川上流工事事務所では、この「住民の意向を反映させるシステム作り」のケーススタディとして三峰川^{みぶ}を選び、高遠ダム下流から天竜川との合流点までの一〇・四キロメートル区間を対象として、住民参加による「三峰川みらい会議」を一九九七年八月に発足させました。応募資格は地元住民に限定せず、広く県の内外からも応募を受け付け、六一名が集まりました。

会の設立趣意書には「安全で自然豊かな、次世代に誇れる三峰川の未来図を探る」とあります。

一九九九年三月には、この会の経過を記録した『みんなの三峰川を次世代に』（語りつぐ天竜川シリーズ50）・三峰川みらい会議ハンドブックチームの作成したフィールドノート『三峰川自然学校』を発刊しました。

この冊子は、三峰川みらい会議メンバーの中から、特に水問題に取り組む「水チーム」の活動の第一歩として、三峰川の災害や治水の歴史を知ろうということになり、古老からの水防や災害の体験の聞き取りをした結果を整理しました（第一部）。さらに、その聞き書きの補足として、各部落に伝わる古文書や村史などから災害や治水に関する記

事を整理しました（第二部）。

未来を語り、災害から逃れるためには、その土地のもつ既往歴を知る必要があります。一見安全そうに見えても、破堤を繰り返してきた場所は要注意であります。地域計画を立てるときなど、この冊子がお役に立つことがあれば大変ありがたいと思います。

第一部 三峰川と共に生きる

一 三峰川みらい会議「水チーム」の取組み

南アルプスの山深くに源を発し、天竜川の最大の支川である三峰川。この三峰川のことに関心を持ち、将来三峰川はどうあるべきかを考える仲間が集まり、一九九七年八月に「三峰川みらい会議」が結成されました。

三峰川の懷に住み、魚捕りや日々の生活の場としてきた者、遠くからこの呼びかけに参加した者、多くの人々が建設省の呼びかけに集まり、熱い熱い議論を重ねて一年間、その結果は「三峰川みらい計画」として一般に公表されました。

この「三峰川みらい計画」を、より市民サイドで現実のものにしようと、一九九八年は三峰川みらい会議のメンバーが各実行チームに分かれ、それぞれのテーマについての活動をしました。

川の流れ、災害の歴史などを研究して、これからの三峰川の流れそのものについて究明しようという「水チーム」が発足しました。

水チームは、三峰川の流れそのものについて究めようというチームですが、それには、この川の流れ、特に災害の様子や、過去の三峰川はどのような姿であったかを知るために、第一の行動として、健在な古老や、この川の災害について知っている方々の話を聞くことにしたのです。

古文書や史誌はありますが、そのことを体験した方々の話は大変貴重なものですので、水チームは、これらの方々から現地においてお話を聞くことから始めました。

二 過去の災害を体験した古老たちの話

《三峰川左岸について》

左岸での聞き取りは、平成一〇年一月三日に行いました。特別講師に

伊那市東春近車屋 野溝嘉幸氏

伊那市東春近榛原はしばら 織井貞昭氏

伊那市富県貝沼とみがた 埋橋徳良氏

高遠町小原 前林賢一氏

の四名をお願いし、殿島橋の上流から堤防上上がり、天竜川合流点から高遠町のダム下の弁財天橋までの各要所で講師の方々の体験を交えた話をお聞きました。

① 天竜川合流点より竜東橋までの川や災害の話

——伊那市東春近車屋 野溝嘉幸氏からの聞き書き——

三峰川と天竜川の合流点の現在の堤外地には、古くから水田があって耕作されてきました。三峰川の川筋は現在より右岸の下新田側にあり、榛原上のナギに当たった洪水が上新田・下新田側を流れて、天竜右岸の支川である小黒川の河口に逆流させて、三峰川の洪水から対岸を守ったという。したがって、合流点は現在よりなお北側にあったんです。

三峰川左岸に現存する大字伊那部いなべ地籍、現在の八丁割用水を境として、堤防側は大字伊那部で、主として上新田地区の人々が耕作しています。

また、現在のダイナ工業から原田建材のところにも三峰

川の川筋があり、蛇籠堤防じやわかがあった。現在でも、伊那と東春近の境界は、三峰川左岸の八丁割用水路にあります。

東春近の車屋地区の木川と、河原田三峰川氾濫原と集落境の旧川筋は、現在の車屋木川、河原田の辺りまで流れていたと思う。私を知る中でも木川井上宅の北側に堤防があり、三本の堤防が天竜川に向かってできていました。

* 竜東橋上流かすていの霞堤六軒屋堤防と災害体験の話

竜東橋上流に現在も残る霞堤は、六軒屋堤防といっていました。その先端は、竜東坂下の水田二枚くらいまで延長がありました。また、三峰川の本堤防は、榛原下の八丁割井筋の取入口までは、今のような本堤防でなく、仮の堤防だった。このため、洪水により榛原下の堤防が切れたときは、洪水が六軒屋堤防の外側より部落内に流れ込み、多くの人々が高台に避難した経験があります。

② 竜 東 橋

——伊那市東春近車屋 野溝嘉幸氏からの聞き書き——

今の竜東橋の辺りに、昔は丸木橋が架かっていたんだ。流れの様子で上流へ寄ったり下へ寄ったりしたが、大体今の橋の辺りだったね。

沢渡さわだの奥に上殿島の山があって、太い落葉松を伐り出してきて、上新田の人達が架けて、費用は古町で払った。

古町はその頃、高遠へ通ずる一本町で、商店が賑わっていてね、富県や殿島からは、この橋を渡って古町まで買い物に行ったり、繭の競り市には、古町の委託倉庫までみんな大きな籠を背負って渡ったものだ。この場所に橋がないと客が坂下町（伊那市入舟付近）の方へ行ってしまうもので、古町へ客が行くように気遣って、古町で架けてくれたもんだ。洪水で橋が流されると、流れた橋の材木を見付けてきて、また架け替えてくれた。

橋は三本丸太の土橋で、洪水が引けると一本川になるので、流れのところだけに架かっていたんだよ。

よく川に落ちる人があったが、俺の親父は川に落ちた子供を助けて、その子のオヤサマになったね。

橋まで水がついていたが、渡り終えて後ろを見たら橋がなかったなんて話もあるしね、洪水になると対岸には渡れなかったね。橋が流されたから、川を渡って学校へ行こうとして流された中学生もあった。

③ 聖牛の話

——伊那市東春近榛原 織井貞昭氏からの聞き書き——

三六災害以前は、水防に出て牛杵きぶちを組むときに、腰丈まで水がなくても、洪水のときには絶対に川へ入るなどいわれていました。石が流れているから命に係わるから絶対に入ってはいけないということを先輩から懇々といわれたものです。

天竜川と三峰川とで牛杵の組み方が違うと知ったのは、榛原のところへ水防活動に出て、牛杵で水を刎ねさせようとしていたら、田原に住んでいる人が消防の分団長で、天竜の流れしか分らないので、「こんな腰の高い牛杵を据えていいのか」と聞く。俺達は「これでいいんだ」と組み立てて川にはかしこんだら（放り込んだら）忽ち利きだして、向こう岸の蛇籠がどんどん欠けだして、向こう岸が大騒ぎになっちゃった。そうしたら分団長は「地元は地元だけのことはある」って言ってたけど、三峰川では瀬追いの聖牛は腰高でないと、土砂が溜るからすぐに水をもろにかぶってしまったて駄目なんだ。井揚げ井筋いあげいしん（用水の取水口）は、牛杵はある程度低くして水を持っていけるようにしくちゃあならないが。



写真－１ 蛇籠と聖牛（『知っておきたいふるさと伊那』より）

昔は瀬追いで対岸とはよく喧嘩になったものです。こちらで瀬を追えば対岸にどうしてもある程度の被害が出る。昔の人がよくいったが、瀬追いのときにいくら人が足りなくとも対岸から人を呼んでは効果が無い、自分たちの身が危うくなるようなことはしないと。

④ 富県新田荒地地開拓の話

——伊那市富県貝沼 埋橋徳良氏からの聞き書き——

埋橋さんからは、土地改良区による利水のこと、伝兵衛井筋の新山川を渡す話、戦時中の桜井の平岩トンネル開削の話を聞いたが、利水については次の機会に譲るとして、主として桜井貝沼・榛原にわたる旧富県新田荒地地開拓の原因となった水害のことについての聞き書きとする。

桜井天伯社の下にある平岩（猿猴岩）に当たって右岸に跳ね返った水勢が、右岸の川除で追われてまた左岸に突き当たって寄り洲の河原を流し榛原の大ナギをつくり、耕地を荒れ川原にしました。

この土地に関する古文書は、「昭和七年六月二〇日の調査により、元禄三年および明治三十六年の河原に関する有力なる証拠書類発見」（富県耕地整理組合記録簿）とあるだけ

で、詳細は分からないようですが、昭和六年に農林省の調査が入ったときの荒地地の面積から考えて、古くから開発しては流され、開発しては流された古い歴史があったであろうことは明らかです。

工事は昭和八年に着工し、四年計画だったが、昭和一三年八月の洪水で取水口も開田した農地も荒廃し、昭和一五年八月に完工しました。この経過は、堤防の上の記念碑に書かれて残っています。

榛原の大ナギは、現在は植栽がされて往時の様子は見ることができませんが、段丘の崖に植えられたニセアカシアやヒノキの林を見るに、崖崩れを防ぐために人々が苦勞した跡が窺えます。

⑤ 高遠ダム下の弁財天橋の上から往時の様子

——高遠町小原 前林賢一氏からの聞き書き——

橋の下に見える弁天様を祀っている弁天岩は、昔から大洪水が出て上まで水に浸かることはないといわれていたが、古老の話によると、ただ一度、大正三年八月に大雨が一週間も降り続き、三峰川上流で伊那里の橋が落ちて、橋材が筏のように繋がったまま流されてきた。明治三十三年に大改修した天女橋は橋脚が三か所あり、兩岸の橋台から



写真－2 吊橋に架替え中の天女橋（大正年間）（写真集『高遠のあゆみ』より）

突き出した持ち送りへその橋材が張り付いて、その上、多くの立木や木の根、藪などが次々とこれにかかり、藤沢川も大洪水で、根こそぎになった立ち木などそのまま流れされてきて、橋から上は忽ち水位が急速に上昇し、水の流れは淀み、水は弁天岩の上まで達したようです。その直後、天女橋はついに支え切れず、メリメリという大音響とともにむしり取られ、筏が崩れたように二つの橋材が本流を突っ走って流されたということです。今の天女橋は、その後で吊橋として架けられたものです（写真―2）。

その後、幾多の大洪水（二五災・三四災・三六災・五七災等々）があっても、一度も弁天岩は冠水したことがありませんでした。川沿いの両岸の田畑は、再々大洪水により冠水したようですが、その後徐々に堤防が築かれて被害はなくなり、今ではグラウンドになったり、小公園になっていますが、たまに護岸が被災するだけで、大きな被害はほとんどありません。

《三峰川右岸について》

右岸での聞き取りは、平成十一年三月二〇日に行いました。特別講師に、

伊那市下新田

松沢嘉平氏

伊那市下新田 河野 正夫 氏

伊那市上新田 坪木 澄人 氏

伊那市美篤青島^{みすず} 北原 一雄 氏

伊那市美篤芹沢 矢島 太郎 氏

以上の五名の方々をお願いし、コースは右岸の伊那市役所南側の天竜川との合流点より霞堤を経て、堤防上を三峰川橋の上流まで、各要所で講師の方の体験とその頃の様子を話して頂きました。

⑥ 冷田川^{ひえたがわ}の話

——下新田 松沢嘉平氏からの聞き書き——

私は大正二年の生まれで、その翌年の大正三年に大洪水があつて、集落の半分以上が床上浸水、残りも全部床下浸水という大被害を受けて、親戚に避難したと聞いています。

榛原がナギになっていて樹木がなくて、あそこに三峰川の本流が当たっては下新田に切り込んでいました。現在見えている河川敷は全部下新田の私有地で、東春近の堤防のまだ向こうに下新田の私有地があります。昭和八年に堤防を作るときに、一〇〇メートル堤防を南に送るという計画があつたが、下新田の意見がまとまらず、堤防ができなく

なっていました。

今のナイスロードの南は被害にあつて、全部河原になっていました。古三峰川というのが中央区の方にあつて、そっちに流れたときもあったようですが、下新田を切つて流れたときは、下新田と狐島の間の冷田川のところを流れたようです。狐島の馬場測量の西の清水という屋号の家と橋本という屋号の家には、今でも昔からの水除の石垣が積んである。とにかく、どれれえ三峰川が荒れたんだ。(写真—3)



写真—3 三峰川の波除け堤（生垣の下石積）

⑦ 霞堤かすみでいの話

— 下新田 河野正夫氏からの聞き書き —

霞堤は左岸にも少しあったが、左岸に突き当たった洪水はみんな右岸に刎ね返ってきたから、堤防を必ず切って、瀬を追って洪水の力を弱めていくというのが霞堤です。右岸には霞堤がかなり多くあって、現在でも古い霞堤の面影は竜東橋の上流に四か所くらい残っています。現在は連続堤防で中に囲われてしまいました。

最近ではひどい災害はなくなりましたが、昭和五年のときは非常に大きい災害で、蛇籠堤がすっかり切れて、私はその時水防に当たっていたが、目の前で漸く稲が伸びて青々としてきた田圃が、一平方メートルくらいずつガサツ、ガサツと濁流の中に落ち込んでいくのを、どうすることも出来ないで見えていました。「本当にこういう切ない思いを、この人達は絶えずしてきたんだよ」と、長老の人から聞かされました。長老達からは、よそでは見られない巧みな水防訓練も見せてもらっています。

昭和五八年の災害のとき、建設省が天竜川と三峰川の護岸に手を付けていくれたために、以前なら当然決壊していた場所が決壊しなくなったということで、非常に助かっ

ています。昔話を聞かされても、「そんなにひどかったの」というくらいだが、以前は後追いの工事で、押さえるのがやっとの護岸工事だったと思います。

⑧ 上新田地域の災害の痕跡の話

— 上新田 坪木澄人氏からの聞き書き —

伊那市に来て二〇年ほどになりますので、昔のことの経験はありませんが、私の仕事は建築業ですので、今のナイスロードの建設で家の改築に立ち会って、土蔵も移転するというところで蔵の中に入ったのですが、地盤から一メートルくらいのところに、昔の災害のときにここまで水が来たという痕跡があり、大変な洪水だったなと思ったわけです。

⑨ 柳の木の話

— 美簗青島 北原一雄氏からの聞き書き —

青島というところは、昔は災害で全部失われたところで、私の小さい頃には、青島に柳島といって大きな柳や葦の茂った場所がありました。昭和の初めに開墾されて水田になりました。昔は各個人で自分の水田を守るということで霞堤が何か所もあったが、三六災害のときには、青島

堤防の前で聖牛を結って霞堤を守ろうと夜通し作業をしたが、それ以外では霞堤があつてよかったという経験はありません。

青島には、北原式蛇籠製作所というのがありました。私が物心ついてからは蛇籠堤防が欠けるくらいで、水田が流れたとかいう経験はありませんでしたが、明治・大正の時代は、けっこう水害が多くて、柿の木に上って難を逃れたというような話がありました。三六災害のときは牛を六道原の方まで避難させたとかいう話はあつたが、それ以外では水害ということはありませんでした。

今は河川敷の中にたくさん柳なんかが茂っているが、あんなことをしておいたら、洪水の時にどれえもんに水が暴れてしまう。何とかしておかなくては。（写真―4）

⑩ 上大島・南割・芦沢（かすみがき）の霞堤と大島橋の話

——美篤芦沢 矢島太郎氏からの聞き書き——

青島から上流に霞堤が二つあります。大島橋は、美篤の人達にとって見れば、対岸の場（ば）広山（びろやま）に入会の山を持っていたので、生活道路として重要なものでした。それは水田の肥料とした刈り敷き山で、毎年山の口が開くと（刈り取りの解禁日）日を決めて村中が一斉に刈り敷き刈りに入りま



写真―4 霞堤の中の柳の木（芦沢地籍）

した。そのときには、村中の嫁さんや女子供たちが着飾って「まねぐり」（馬に荷を付けて曳くこと）のために三峰川を渡って行ったという話が残っています。

災害といえば、芦沢は川沿いには水田があるばかりで、災害の経験はありませんが、上流から雨戸や障子が流れてきたのを見たことがあります。それから、昭和の初めの堤防工事には、朝鮮の人たちが大勢来ていて、ずいぶん力持ちだと感心して見ていた記憶があります。

⑪ 場広山とヤモウドの話

—— 北原武右衛門氏 ——

元県道西伊那線改良促進期成同盟会新山地区理事

（たんぼ通信No.7「県道西伊那線の今昔」より抜粋）

新山^{にいやま}にある入会山は、全体を場広山といい、美鷲・富県（現伊那市）・河南（現高遠町）三か村の人たちの農業経営に欠くことのできない山だった。春は芝掻き、夏は草刈り、秋は薪取り、その季節には場広山も賑やかに活気づいた。最盛期には、集めたものを全部馬の背によって運ぶので、馬が五〇頭くらいも列になって場広山を目指して毎日のように入山していた。この人たちを地元では山人（やもうど）と呼んでいた。

このやもうど達のもっとも難儀であり心配のことは、上大島と押出の間を流れる三峰川を渡ることだった。美鷲の人達は工夫を重ね、三峰川の比較的流れの緩やかな場所を選定して川原の大きい石を集め、それを積み上げて橋脚にして、その上に長い大木を二本渡し、さらにその上に粗朶^{そだ}を並べ、さらに藁^{わら}を敷き砂利と砂をおいて橋を作った。この丸太橋を当時は「大島橋」と呼んでいた。

これに使う大木は、手良村^{てらむら}（現伊那市）の奥地の国有林から払い下げを受け、関係住民総出で、さながら「御柱」を曳くような騒ぎで幾日もかかって大島川原まで曳きつけた。この作業は美鷲・河南が中心となり、富県桜井以東はこれに援助した。当時は三峰川も非常に水量が多く、また清く急流でもあった。土地の人達は付近の田畑で仕事をしながら、瀬音が川下から聞こえるときには天気が悪く、川上から聞こえるときは天気がよいといって、瀬音によって天気の占いができたという。この橋の長さは当時でいう一〇間から一五間くらい（二〇～三〇メートル）。しかし、この長さでは勿論充分ではなく、その先は「オマタ」（膝くらいの浅瀬のこと）、さらにその先は飛び石伝いで人は渡った。美鷲方面に親戚のある人たちは「ヤモウド」に「オマタ」の深さを聞き、それによって四月になってから

漸く年始廻りに、また秋は収穫を終えて、秋じまいなどに
出かけたものだ。

三 聞き取りを終えて

災害・洪水・川筋の話を、体験したり往時を知る古老人家から現地で聞き、記録しようと、左岸・右岸と日を改めて聞き取りを行ったわけですが、それらを総括すると、中流域では平岩（猿猴岩）に突き当たった洪水が右岸の猿猴えんこう請けにぶつかり、それはやがて左岸の榛原の大ナギに当たって下流域に氾濫原を作り、その中で人々がいろいろな対策を講じてきたこと、またその対策として、三峰川両岸にいくつもの霞堤が築堤され、洪水の勢いを弱めていたことが窺えます。また、竜東橋と大島橋という二つの橋の歴史によって、この辺りに住んだ人々の生活ぶりを知ることができました。このような災害や先人たちが川を制してきた歴史を知ることにより、これからの三峰川を考えていく基礎となるものと思います。

三峰川みらい会議からのお知らせ

◎私たち「三峰川みらい会議」では、「みんなの三峰川を次世代に」を合言葉に、様々な活動を楽しみながら展開しています。

◎三峰川に興味や関心のある方がいましたら、「次世代に誇れる三峰川」を目指して一緒に活動しましょう。

第二部 三峰川の災害と治水の歴史

一 三峰川の災害史をひもとくにあたって

三峰川は、上流の中・古生層から供給されるシルトを多く含んだ流れで流域を潤し、中でも高遠^{たかしお}を出はずれて、天竜川合流までの約一〇キロメートル程の間は広大な扇状地を形成し、上伊那の中心的な穀倉地帯となっています。シルトを多く含む川は、いいかえれば一旦洪水となれば流送する土砂や石礫の多い暴れ川でもあります。天竜川流域中でも小渋川と並んで洪水時の破壊力が強く、比較的穏やかな天竜川を「暴れ天竜」に変貌させるのは、三峰川の流入によるところが大きいとされています。暴れ川で、しばしば根こそぎ田畑を舐め尽くすような災害がありました。その肥沃なシルトゆえに三峰川がかりの水田から取れる米は「川下り米」と呼ばれ、美味で反収も多く、人々はこの氾濫原を見捨てて出ていくことはなかったのです。

その暴れ川も江戸時代中期以前においては、現在のような川幅ではなかったのではないかとする研究があります。文化六年（一八〇九）の文書にも、芦沢の所で川幅三〇間

という記載があり、現在の川幅よりずっと狭かったことがわかります。川の地形は、地質的な発達（背後の山地を構成する地形・地質の発達過程に由来する土砂の供給量と掃流力）とともに、流域の人為的な改変によってもその姿や性質を変えるといえます。

昭和三四年（一九五九）の三峰川総合開発による貯水ダム完成によって、ダムの上流と下流では従来の姿形を一変し、下流域では洪水の被害や農業用水の渇水から解き放たれて、水田の開発や住宅地への転用、商業地としての開発など目覚ましいものがあります。しかし、上流域では洪水のたびごとに堆砂や流木の流入が激しく、ダムの有効貯水量の減少と、河床上昇による破堤や溢流が見られ、ダム管理上の大問題ともなっています。

また、高遠ダム直下では、平常時は流水がないために河川敷に植生の侵入が始まる一方、洪水時に放流される水は砂礫を一旦ダムで沈下させて水だけが流れるため、河床がえぐられて河床低下が目立っています。また下流の扇状地では浅層の地下水位が低下して、水道水源にも影響を与え、河原の生物環境にも影響を与えるようになりました。

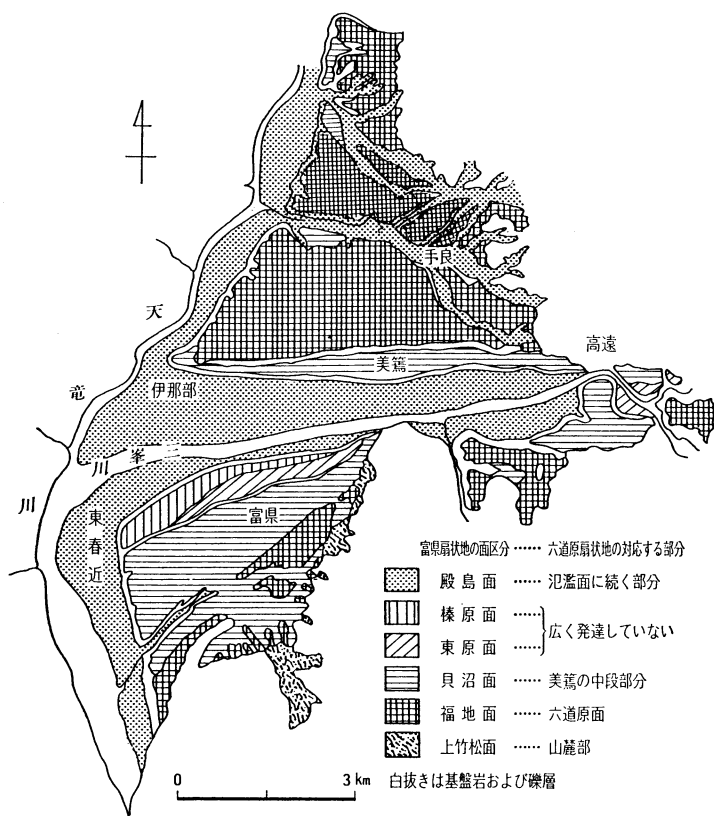
ダムという大いなる人によって、下流域では過去の災害からは解き放たれましたが、新たな川の問題が始まった

ようであります。

二 三峰川流域の洪水の特徴

三峰川の水源域は南アルプス北部の塩見岳・仙丈岳・東駒ヶ岳（甲斐駒ヶ嶽）・入笠山・杖突峠などの峰々で囲まれる地域で、流域は約四八一・四キロ平方メートル、流路延長は約六〇・四キロメートル、河床勾配は平均して約一〇〇分の一となっています。

気象的に見れば、天竜川流域南部は表日本東海気象区に属し、多雨域に当たります。そのため、年間雨量は南部に行くほど多く、北に行くほど内陸型の特徴が現れて少なくなっていますので、三峰川流域は比較的に少雨の地域に属しますが、地形と風向によって雨量は左右されます。特筆されるような洪水は、梅雨末期



図－２ 三峰川扇状地面模式図（春富土地改良区誌より転載）

の集中豪雨や台風によるもので、紀伊半島南東部から遠州灘に向かって吹き込む湿った南西風は湿舌となって、しばしば東海地方に大洪水をもたらしますが、風向きによってこの多雨域のとぼちちりが北部の三峰川上流にも及びます。内陸でも御岳山の付近には多雨域のポイントがあって、天竜川右岸の中央アルプス寄りに降雨量が多い傾向がありますが、三峰川流域の洪水では、湿舌に北風が加わって前線が停滞した場合に雨量が多くなっている傾向があるということです。

地質的には、日本有数の大断層である中央構造線にほぼ沿って流れています。現在も隆起を続けている南アルプス山塊には中央構造線に随伴する数多くの断層が走っていて、風化の進行する脆弱な山肌から大量の土砂を供給され、大量の雨を受けて一気に流れ下る洪水は、河床に堆積した多くの土石をも巻き込み、さらに重たい流れとなって下流の氾濫原を襲います。洪水のピークを過ぎても、シルトを多く含んで濁った流れが清流に戻るには何日もかかります。

高遠の町を出はるまでの三峰川は、峡谷の中を流れますが、鉾持除から下流ではその姿を一変し、右岸には三段の、左岸にはもう少し複雑な構成の、美しい河岸段丘を

伴った広大な扇状地となっています。何万年もかけて右岸から左岸まで奔流が走って土砂を堆積し、河岸を侵食して段丘を形成し、現在の地形が形成されてきました。その氾濫原の持つ性格が、近世の農民を苦しめた洪水・川欠けの原因でもあります。

三 三峰川上流の濫伐と災害

近世（江戸時代）高遠藩領では、天竜川と三峰川が合流する地域の「一四か村を合わせて川下郷かわかりごうと称しました。これは現在の伊那市の領域から手良・福島・西箕輪・東春近・西春近・富県を除いた地域になります。三峰川左岸の東春近の三殿島とのしま（上・中・下）は、西春近とともに春近郷はるかて郷に属していました。東春近の沖積地の田んぼには、三峰川の川水がかりの場所と天竜川がかりの場所があって、水害の時は両方からの影響があります。三峰川と天竜川の合流するこの一帯は高遠領内の中心をなす穀倉地帯であり、大きな水害もこの地域に集中して発生しました。

この地域の言い伝えに、「高遠藩が三峰川入りの山の木を伐りすぎたために、洪水の被害が増大した」と恨みを込めて語られています。三峰川上流は、地質構造の上から見

て日本でも有数の流出土砂の多い地域ですから、水害の原因を木の伐り出しのみに特定できない難しい場所ではありますが、近世以降の水害は、上流の森林資源の枯渇と大きい因果関係を持っていたことは否めないだろうと思います。

木材伐り出しの資料として残されているものに、古くは慶長の頃（一五九六～一六一四）に、保科正光が徳川家康の命令で、江戸城や江戸城下町の用材に当てるため、三峰川や天竜川を川下げし、遠州掛塚から江戸に輸送して多額の手当てを受けたことがわかっています。また元和元年（二六二五）に、川下げ材木が大量に流失して淡路島まで押し流されたので、その地で三〇〇両で売却して、大坂の陣の軍費に当てたことが資料に残っています（北原通男著『信州高遠藩史の研究』）。

徳川の世になって世の中が落ち着いてきて、全国的に城下町が拡大するにつれて木材の値段が高騰しました。その上、密集した街に大火はつきもので、江戸や大坂に大火があれば、紀伊屋文左衛門に代表されるような、投機的な材木商人の暗躍が見られました。民間の林からも許可を取って伐り出されましたが、高遠藩直轄の「御林」からも大量な木材が伐り出されました。それは元禄の頃（一七世

紀末）から次第に数量が増加し、寛政の頃（一八世紀末）には次第にそのピッチが上がり、山林資源が枯渇し始め、御林は次第に急峻な奥地へとその範囲を広げていかざるを得なくなりました。しかし、窮乏する藩財政の主要な財源として、なおも大量に伐り出し続けたために、文化八年（二八一）には既に上流から伐り出す大径木がなくなり、木流しが減って、材木置場であった殿島渡場の「木挺場」（後の項で詳述します）は、使用を停止しています。その後も文政十一年（二八二八）に、高遠藩は江戸深川に御林の材木を売りさばく基地を設置して、財政収入を計っています。材木を筏に組み、遠州掛塚まで流すと、伐り出しから筏流しまでにかかった諸費用の一四倍になったとされています。また、高遠藩の材木改め役を務めた駒ヶ根市大久保の中村新六家に伝わる「番所記録」の中にも、「江戸表より三吉と申す者が参り、非持村・勝間辺にて良材を求め、これを伐って管流しにして川下げをした。ところが満水に出会い、材木を残らず押し流してしまった。三吉はやむなく江戸へ帰っていたところ、末口物（長さ四間以上、径一尺五寸以上の丸太をいう）が江戸表へ吹き流れ寄り、これにて幸運にも原木代を取り戻すことができたと伝え聞いている」（『資料が語る天竜川大久保番所』松村義也著・語り

つぐ天竜川シリーズ41」という記録があり、これから見ても、材木を扱うことがいかに投機的な商売であったかが窺われます。

三峰川入りの入野谷郷木師村五か村（黒河内・中尾・市之瀬・杉島・浦・現長谷村）は、藩有林の「御林」七九か所の伐り出しをすることで年貢とし、藩の割り当て人足から免除されていた村々です。材木の伐り出しは、洪水の危険のない流量の安定した冬季間に川狩りが行われることが多いため、非常に厳しい作業でした。運材に関する資料は、伊那営林署からお借りした『伊那営林署のあゆみ』の中から、戦時中の人手による運材が江戸時代の技術と近いと思われるので、写真を引用しました（写真―5、6）。

幕末には、中山道の本曾十一宿への助郷の問題が領内全体に重い負担となつてのしかかってきて、従来は出人足が免除されていた木師郷へも人足や金銭の負担を求めてくるようになりました。役務の負担が増えた上に、近場の山の木も尽きかけ、南アルプス山中でも危険な奥地からの伐木・運材は日数も人手も余分にかかり、その負担に耐えきれなくなりました。洪水や凶作も連続して起きて、人々は飢え追ひ詰められていきました。

明治二年（一八六九）に起きた、入野谷の農民一揆「入

野谷騒動」にはこのような背景があります。一揆の前年に木師郷五か村がせっぱ詰まって嘆願書を差し出していましたが、その文中にも、山林の収奪の様子が窺えます。

慶応二年、三年は、世の中が騒然となっていた上に、打ち続く洪水で凶作が続き、入野谷郷では貢租を全部納めることができないで、延納や未進（未払）が続きしました。維新期の混乱で、命令が藩からも維新政府からも届きます。恐れながらお願い上げ書の書式通りに神妙に書かれていますが、時代の先行きの見えない不安と、二重の人足の徴発に、異議を申し立てています。（以下、引用文書は読み下し）

恐れながら書付を以て願ひ上げ奉り候御事

木師郷五か村へ、例年仰せ付けられ候御普請納め御用木の儀、古来は員数もこれあり、御上納つかまつり罷り候ところ、次第に相増し仰せ付けられ候につき、五か村の者ども難渋におよび候あいだ、先年天保一四癸卯年（一八四三）右の段、御上様へ御願ひ立てなし下され、すなわち、御上様お聞き届けなし下し置かれ、その節より、柱丸太貳百貳拾五本、柵丸太百七拾五本、控え丸太百參拾五本、郷垂木貳百五拾本、梃五本、員数定めて仰せ付けられて、五か村へ御割合なし下されて、右の通り



写真－5 木馬による出材（伊那営林署の資料による）



写真－6 川狩り（伊那営林署の資料による）

にて、弘化四丁未年（一八四七）まで御上納つかまつり候。それより段々相増し仰せ付けられ、手近の山は尽き木に相なり、山取り候にも日数相かかり、難渋つかまつり候ところ、なおまた一昨寅（一八六六・慶応二）年より別段多分に御用仰せ付けられ、木師郷の者ども疲弊に及び候あいだ、総じて御用木御扶持米五割増しにもなし下され候わば、木師一同の者どもへ、いかようにも村役人にて申し諭し、御上納つかまつらせたく存じ奉り候あいだ、なにとぞこの段お察しなされ、恐れながら御上様へお申し立てなされ候よう、ひとえに願ひ上げ奉り候。ついては、御変革（維新）以来、御発進方（維新政府）人足多分につき、右人足割合、木師郷まで平郷より平均割合など申し談じられ、品々難渋つかまつり候あいだ、これまで御山方御役所より仰せ付けられ候御用本品々これ有り、相納め候ところ、この度御趣意につき、御役所違いに相なり候あいだ、相なるべくは郷方御役所御一か所より仰せ付けられ候わば、相勤め候かど早速相分かり、右人足などの儀も、御慈悲筋これあるべくと存じ奉り候あいだ、この段、右おついでを以って御申し立てなされ候ようお願い上げ奉り候。以上

（『長谷村誌』による）

この申し立ては、明治元年一月に木師郷五か村の村方三役の連名で、郷方役所の黒河内谷右衛門・黒河内谷八あてに出されたものです。嘆願書の類は、事実以上に愁嘆して見せるというのが常套手段ですが、この嘆願書にはそのような余裕はないようです。この翌年には二〇〇〇人の百姓一揆が高遠城下へ押しかける「入野谷騒動」に発展するのですが、尽き山になって近場では伐る木がなくなった状態がわかる文書です。山が荒れば、洪水は増大します。

これ以前、文化年間（一八〇四～一八一八）には大きい洪水災害が頻発し、川下郷は「国役普請」を願ひ出なければならぬほどの荒廃状態になりますが、藩は大坂加番（大坂の警固）で領主が不在であり、累積赤字が増大して大坂在住の費用捻出に困惑し、農民にわらじや木綿織りの追加貢租を強いたあげくに、「わらじ騒動」という農民一揆が起きています。大坂加番は、藩主が幕府の政治の中樞に上り詰めるための足がかりであり、財政的に非常な負担があつて、大坂加番を命じられた藩では、どこも財政困難となっていますが、この時期に、国詰めの重役にそれなりの人物を置くことができなかったのか、この国役普請すら、農民の自らの働きかけで幕府から許されるというありさまでした。

四 川筋の変動と村境

三峰川下流は扇状地なので、自然のままに置けば宿命的に蛇行し乱流する場所でもあります。川が流れの方向を変えるときに、洪水の本瀬がぶつかる重要な地点が何か所かありました。それは川底に基盤岩が出ていたり、段丘下に大岩のある場所で、芦沢地籍の般若島はんにやや桜井の天伯下てんぱくの猿岩（平岩）などが洪水の切込の原因になったと語り伝えられています。般若島という地名は、天竜川との合流までに何か所かありますが、行者が洪水防御のご祈禱をして般若経を納めた経筒を埋めた場所で、洪水に関連した地名です。

このような場所への水あたりや新山川からの押し出し、さらには左岸の川除かわよけの「出し」の具合で、右岸の川手・青島地区は川欠けにさらされます。右岸には猿猴岩からの水刎ねをうける「猿猴請け」という川除が設けられています。だが、右岸の川除の「出し」の作り方によっては、対岸の榛原の河岸を痛めるようになります。対岸の村同士が仲良くなれなかった原因でもあります。

現在も祀られている、桜井の天伯様と川手の天伯様の祭

祀の伝承にも過去の洪水が語られています。

「川手の天伯社の縁起によれば、応永年間（一二九四～一四二八）の大洪水の時に、高遠町藤沢の片倉天伯が流されてきて桜井の平岩の淵に流れ寄った。それは、また流れ出して対岸の川手の「裏川原」に漂着したので、一体は桜井へ、一体は川手に祀り、毎年七月六～七日（現在は一月遅れの八月）を祭日と定めている。川手の社殿で祝詞を唱えて祭事を行った後、「さんよりこより」の踊りを踊ってから神輿が桜井天伯社に向かって三峰川を渡御し、桜井でも同様の祭を行う」（伊那市史）

向山雅重氏の写真集『伊那谷の民俗』によれば、

八月七日、七夕のかざりの青竹を持って集まった子供たちが、太鼓を打つ二人の男のまわりを「サンヨリコヨリ」と唱えながら三回りすると、逃げようとする太鼓打ちの人をその青竹で打つ。これを三回くりかえした後、五色の幟をたて、神輿の行列は近くの三峰川の清流をこえ、対岸の桜井の天伯社に至り「サンヨリコヨリ」をくりかえし、その社の神と会い、また神輿の列を正して帰ってくる。

大正一〇年刊の『上伊那郡史』によれば、昔の祭は、破



写真－７ 川手のサンヨリコヨリ
(伊那市立図書館所蔵 向山雅重資料より)

れ笠にぼろぼろの衣服を着て太鼓を打ち、「さいよりこやり　さいがなくば糠味噌」と歌うと、子供達が七夕のなよ竹で逃げようとする太鼓打ちを三度叩いた後、神官の指揮で神輿を担いで川を渡った、とあります。採録した人の表現の差もありますが、祭が少しずつ変化しているようでもあります。

『川筋の変遷』（唐沢和雄著…語りつぐ天竜川シリーズ13）

によれば、ある時期に、三峰川の本流は新山川の押し出しを受けて右岸へ突き当たり、上川手・下川手・日影・境ひかげ さかいを通じて天竜川に合流していました。これを「古三峰川」といいます。流路の痕跡は、現在の三峰川の川幅とほぼ同じ二〇〇メートルほどで、現在の伊那市中央区の中部電力と伊那農協との間の凹地にその痕跡が見られ、大石混じりの砂礫地となっています。古三峰川の通っていたと思われる上川手・下川手の辺りには「裏河原」「東河原」「中島」などの地名が残り、ダムの建設で三峰川下流の地下水位が下がる以前は湧水が湧き出っていて、市営水道の貯水地もありました。

この古三峰川の氾濫による土砂の押し出しは、天竜川の川筋を大きく西側の春日城下まで押しやり、段丘崖を形作りました。現在、その姿は伊那バスのモータープールの裏

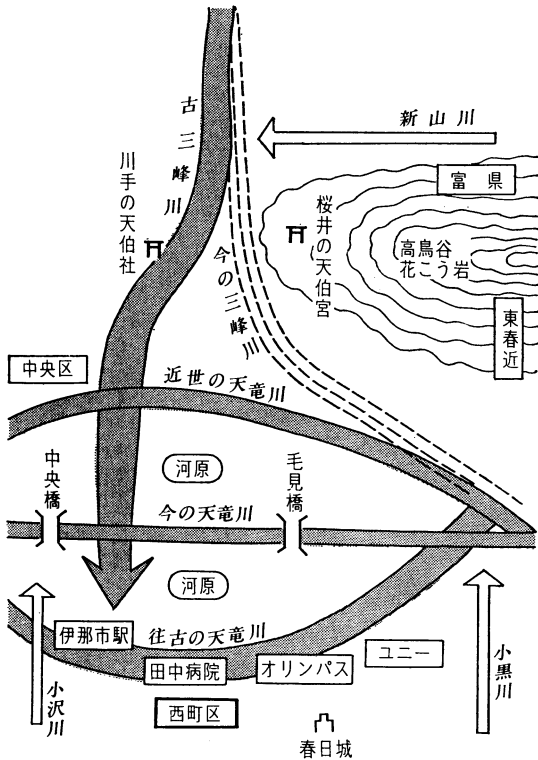
にまざまざ見ることができます。この押し出した年代は明らかにされていません。(図―3 参照)

現在の古三峰川は川幅を狭められて、上川手・下川手・日影・境・古町の灌漑用水路となって「五ヶ井」と呼ばれています。昭和三〇年代の中頃までは流れは豊かで、魚が多く住み、部落の使い水にも使用されていましたが、ダム建設以後の計画配水によって流量が減少したことで、沿川

の都市化が進み、水質が悪化しています。

また、古三峰川より南側を、現在は狭い用水路となって冷田(ひえた)川という細流が流れていますが、青島の堤防が切れると、青島だけの被害に留まらず狐島と下新田の境に流れたという記述に相当する地点かと思っています。

中世の末ごろの三峰川本流は、ごく左岸側に寄って流れていたことが、古文書によってわかります。東春近の上殿

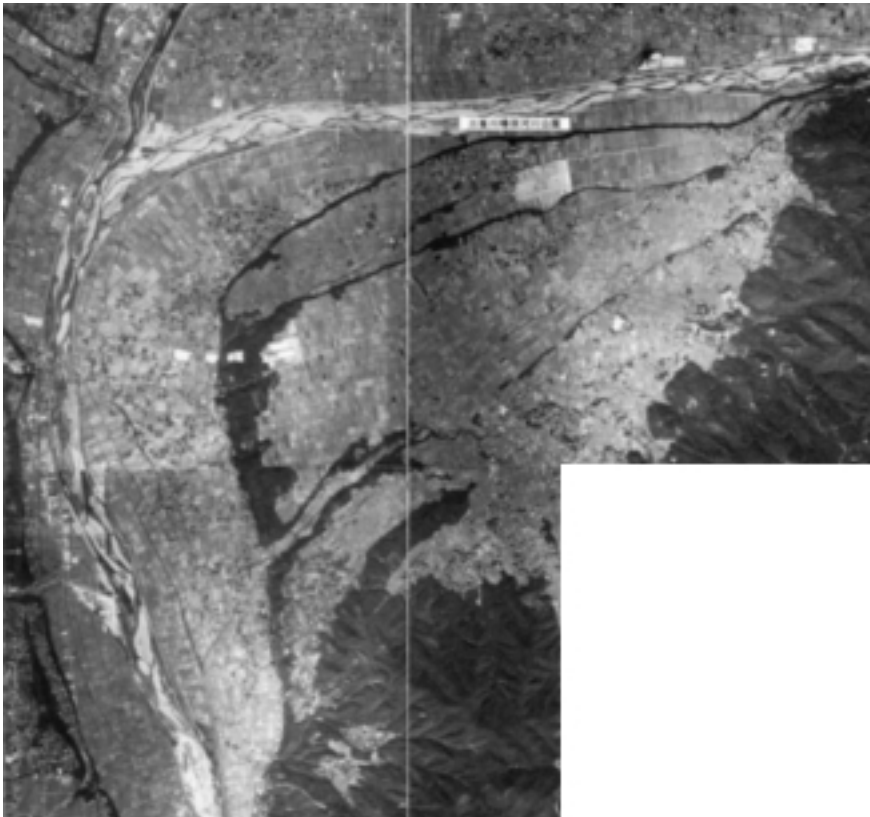


図―3 古三峰川末端の景観(伊那市史歴史編より)

島地区に残されている「渡場」という地名に注目してみますと、「渡」という地名は、川の合流地点を表す言葉で、それは「前川渡」「奈川渡」というような現在も残る地名によって例証されます。この渡場という小字名は、現在では広い上殿島の中組という地籍の中に点々と残り、末端は殿島橋の下流にまで至っていますが、江戸時代のごく初めには、この付近を三峰川の本流が通っていました。ぐみ島という地名も残っていますが、ここは元々は右岸の下新田の地籍で、川原田島という枝村になっており「木挺場」がありました。木挺場は、三峰川入りの

入野谷から川下げされた木材を川から揚げ、一旦積み置く場所、水量の安定した時期に筏にして下流へ送りだしたり、材木に対する「分^{ぶん}一^{いち}運上^{うんじょう}（十分の一税）」という営業税を取ったり、伐採を禁止している樹種が混じっていないか検査する場所で、高遠藩では大久保の木改め番所と並んで重要な場所でした。合流点近くで、木を引き揚げる場所を「渡場」ともいいました。

現在の上殿島の車屋の地籍に、黒河内姓の家が何軒かあります。その一軒の黒河内庄衛氏の家は、車屋にある延命庵地藏堂（元禄三年の検地のときには既にあった）の創立のときの旦那であったと言えられることや、初代と思われる立派な院号の戒名などから、江戸時代初期の高遠の領主、保科



写真－ 8 三峰川下流の航空写真（春富土地改良区提供）

家の代に渡場にある木材の管理のために置かれた家ではないかと推察されます。

長谷川村の黒河内にあった黒河内氏は、中世から諏訪領の「黒河内・藤沢の庄」の黒河内の地頭であり、諏訪家の分流である高遠氏の代官を勤めた保科家とは密接な間柄にある入野谷の豪族でした。黒河内氏の本流は、保科家の栄転に伴って山形の最上へ随従しましたが、黒河内に留まった家を「御家」ととなえ、本家として侍身分で鳥居家に仕えています。内藤家が入封してからは、黒河内家では被官と呼ばれる家来筋の人たちを解放して、農民身分になりましたが、本家の谷右衛門が藩政の末端で木改役を歴代勤め、また入野谷の木師郷の取り締まりに任せられるなど、黒河内家と入野谷の木師郷との結び付きは強く、地元では「谷奉行」と呼ばれていました。このように黒河内家と渡場の関係から、現在の車屋地籍の高川原が三峰川の南岸であって、木挺場を守るために強力な川除が入られた時期があり、その結果、川が北側へ流路を変えたと推測します。現在でも、高川原の古い家々は羽場上の微高地の上に建てられ、この微高地は車屋堰の辺りから直線状に殿島橋の方向に伸びています。

後に三峰川本流が北にそれてからは、流跡は八間幅に掘

削されて、ぐみ島までの間を「木川」となって木材の引き入れに使われ、現在はさらに細って用水路として残っています。この車屋地籍には、昭和五〇年に圃場整備事業が行われる以前には、残された川除としては最も古いといわれる小堤防が残っていたそうですが、地元では「波除」とも呼ばれ、全長二〇〇メートルほどで、土砂と小石積の簡単な構造であったようです。

木挺場の面積は一町七反三畝一〇歩の芝地で、後には高遠藩から払い下げられて、三殿島の共有地となりました。

木挺場を持っていた下新田村の枝村は「三峰川新田村」という村で、万治二年（一六五九）には家数が二四軒あったことが分かっています。これは、鳥居家が入封してきたときに、家中新田として家臣に知行地として与え、農民に切り広めさせた新田です。

長谷川正次著『高遠藩の基礎的研究』によれば、一七世紀後半にはほとんどなくなっていた知行地と蔵米の二本立ての石高（侍の給与）が、鳥居家ではこの時期に制度として残存していて、検地帳に家中新田と記載されている土地は、ほとんどが下々下田、または原畑・山畑であり、手付かずで残っていた地味の悪い未開墾地が藩士に給与されていたものとしています。

鳥居家は、跡目相続の不手際から幕府の大名取り潰し政策の餌食となり、寛永一三年（一六三六）に山形の二〇万石から高遠三万二〇〇石に減封され、多くの家臣を抱えて財政が逼迫（ひっ迫）していたことは明らかで、苛税にあえいだ農民三〇〇〇人が尾張徳川領へ逃げ込んで抵抗したと『徳川実紀』に記載されていますが、周辺にはこの逃散を語る資料がなく、謎の事件とされています。

鳥居家が川下りの広大な荒れ地を家中新田として開墾させた場所は、それは現在の地図に直すと、上殿島の渡場の北側にあたります。下新田文書によれば、寛文三年（一六六三）以前は、下新田の枝村である川原田島の南を三峰川が流れており、その後徐々に三峰川の本流は北側へ流路を向けるようになったことが分かります。

下新田文書の元禄一一年「御国絵図御改ニ付書上之覚」を載せて、その様子を見ることにします。（読み下し）

一 寛永十三年（一六三六）

一 下新田村の儀、六十三年以前子ノ年（寛永十三年）
新村居下され候

高四十七石四斗壺升五合

内

四十一石二斗五升 田方
四石九升九合 畑方
一 枝村 高二石一斗一升一合

内

一石二斗七合 田方
九斗四合 畑方

一 三峰川の儀式拾七年以前、川違い、古来は枝村川原田島の南方、川通り候えども、ただいまは本村と枝村の間、川通り申し候

右の通り御国絵図御改めに付き書上げ申し候 少しも相違ござなく候 以上

元禄十一戊寅（一六九八）五月朔日

下新田村

名主 久太郎
組頭 弥五七
同 與五兵衛

浜 儀太夫様（内藤家 川下郷代官）

これは元禄の国絵図の書上げのために、藩からの調査に答えたもので、鳥居家が入封してから下新田が一村として認められた寛永一三年の時は、枝村の川原田島の南を三峰

川が流れていたが、二七年以前（寛文十一年…一六七二）の洪水によって川が流れを変え、本村と枝村の間を三峰川が流れて村が分断された様子を述べています。

これが二年後の宝永七年（一七一〇）になると、三峰川はさらに北側を流れるようになり、下新田の土地が殿島側へ付いてしまったために、上殿島との間に地境の訴訟問題が起きてくるようになります。

川筋の変化は、藩の木挺場を守るために川除が重点的に入れられて、川筋を対岸へ押しやった結果ではないかと、私は推測します。

川除の水当りについて、「未満水」^{ひつまんすい}（正徳五年…一七一五）という大洪水の年に、高遠藩郡代から発せられた取締りの触れに、新田開発と川除の関係を見ることができま
す。この満水は、下伊那に記録的な大災害をもたらしました。

覚

一 近年村々にて、新開田畑みだりに切り発し、あるいは、少々浮き砂などこれある場所は、新田畑に致すべく下心にて広く囲いなど致し、余田への当たりをわきまえず、一分として我まま川除など仕出かし、柳その他水木など植えだし候ゆえ、古来よりの川幅狭め、

小溝のようになり候ところもこれあり、満水の時分ごとく障りになり裏切りなど致し、高免^{たかめ}（年貢割り当て）の古田畑まで大分損じ候こと。当人は申すに及ばず、村役人まで無調法至極に候。これにより、この度申し付け候は、向後新田起こし候こと、固く無用のこと。ただし、余人の田地へも構えこれなく、何の障りもならず候わば、その子細を訴え、見分を請い、新田開発致すべきこと。

一 御拝知^{ごはいち}（内藤氏の高遠入封）以後できの新開、検地請け候場所たりというとも、その村の内は申すに及ばず、他村へも当たり、古田の損耗にも罷^{まひ}なるべきところは、見分の上、新田をつぶし候ように申し付くべく候。その旨かねがね御申し渡しこれあるべく候。

一 古田のためいたし候川除にても、余村の当たりになるべき場所は、見合い次第長さを縮め、出しを引かせ候儀、これあるべく候あいだ、兼ねて相心得候ように御申付けこれあるべく候。以上

（正徳五年）

未八月

（御用人） 神戸五郎右衛門
（郡代） 横田仁右衛門

（『長野県史近世資料編第四巻1』）

これは下殿島の酒井作夫氏所蔵文書ですが、郷代官ではなく、藩の中枢から出された覚書なので、高遠領全域に出されたものと思われます。洪水後の起こし返しの様子が読み取れる文書です。

さて、上殿島村と下新田村の境争いは、川原田島という場所の帰属について争われましたが、その間にも川は北側へ流れるようになりました。安永三年（一七七四）に下新田から郷代官の小野金右衛門に当てた訴状と絵図が残されています。長い訴状なのであらましをまとめてみると、

一 元禄一一年に度々出水があり、家数七軒、田畑四町九反歩余のところ、四町三反歩あまりが流されてしまいました。七軒のうち二軒は本村へ引っ越し、三軒は殿島村へ借地して引越し、二軒は流れ残った場所で小屋がけをして暮していますが、その日を送りかねる有様です。流失した土地を自由に起こし返すこともできず、村に割り当てられた年貢や諸役など果たすために、村中が助け合っています。このまま七軒が百姓ができなくては村中の難儀にもなるので、村中で流跡を「割り地普請」で起こし返し、石の間の土砂の溜った所へ、この春に刈り大豆（青刈り大豆・馬の飼料に

する）を蒔いて、雑税としてお城の馬の飼葉に納めようとしたところ、殿島村からこの場所へ馬を放飼いにして殊のほか食い荒してしまいました。

上殿島村役人に談じ込んだところ、一旦は不調法だったと謝ってきましたが、その後、あの場所は三峰川より南で、飼葉を蒔きつけてあるが、下新田には取り上げさせないといっています。

一 下新田と殿島との境は、鳥居家の代に、古川跡を見立てて双方立合って境を立て、元禄の検地の際には、三峰川より南に河原田島はありましたが、下新田の高のうちに認められていたことは、明白な事実であります。

そうしたところへ、宝永七年に争いが起こり、書類や現地を調べて古来通りに御裁許がありました。（中略）

一 天竜川・三峰川落合の場所は、少々出水でも地損が多く、ことに三峰川の瀬筋は近年段々に北に寄り、下新田の古田さえ流されるようになったので、このままでは村内の地所だけでは作物不足で、近隣の村へ行って小作地を預かって耕作しています。（後略）

（下新田区有文書による）

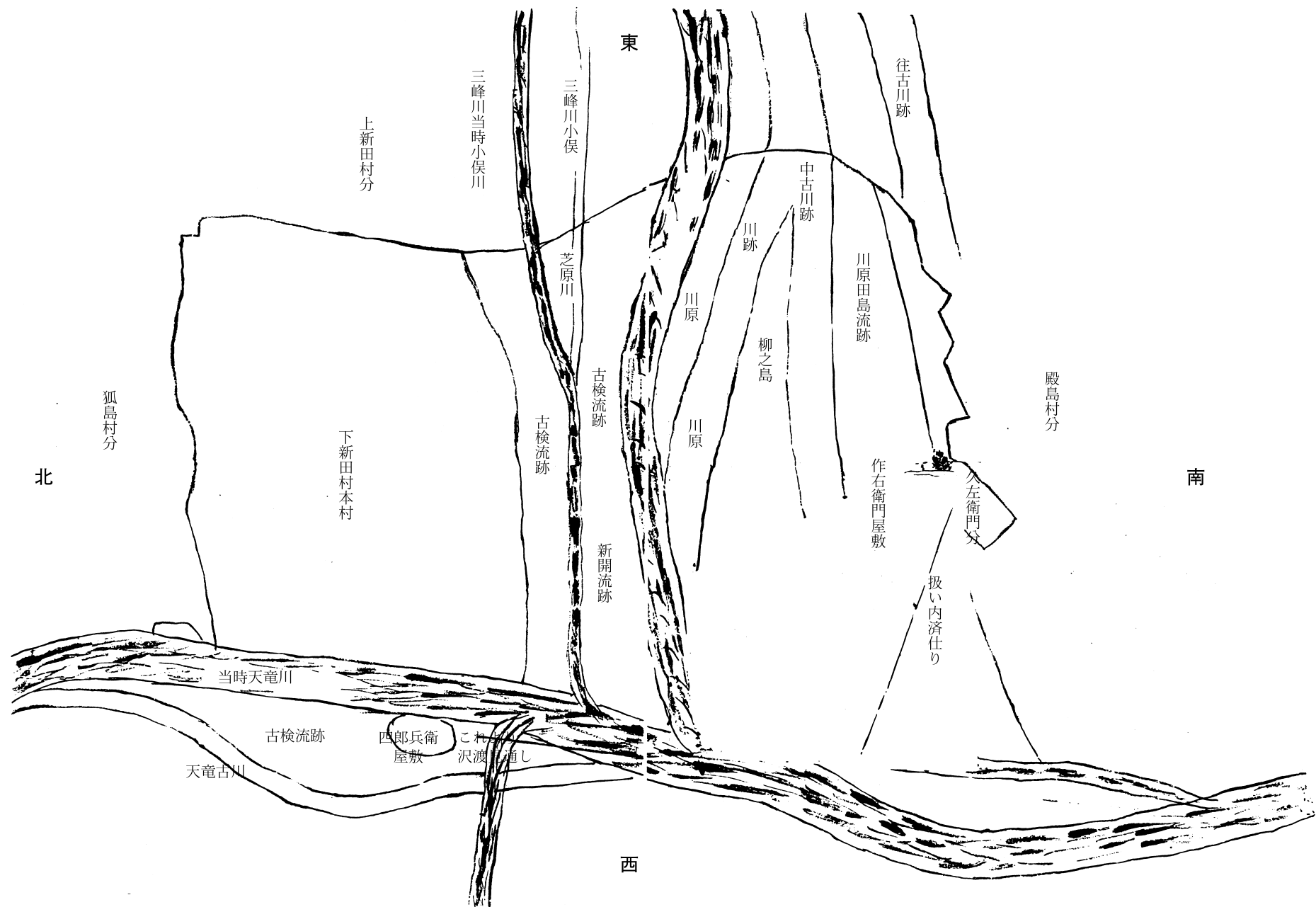


図-4 安永の古図（下新田区所蔵）

この争いは、内々に済ますようにとの藩の意向で、近隣の村役人が間に入って調停し、四年後の安永七年に証文を取り交して決着が付きました。

(前略)

一 右論所扱い境立て、東羽場^{はば}、殿島村市坂頭^{いちのかみ}より北へ六拾間見、それより殿島村由五郎分・下新田村忠助分、地境、西は小出村^{こいで}あまが洞見通しに相定め申し、取り扱い候ところ、下新田村・殿島村(三殿島)四か村衆中御得心これあり、争論相済み候上は、この末互いに持ち分きりに馬放ち候とも、馬の番人付けおき申すべく候。双方違乱これあるまじく候。後証のため扱い証文よって件の如し

安永七戊戌年四月

西町村扱人 太 助

狐島村扱人 谷 右衛門

〃 善 右衛門

田原村扱人 佐 兵 衛

〃 与治右衛門

新田村

御役人衆中(後略)

三峰川はその後も次第に北へ流路を変え、川の南に取り残された河原田島の住民は、祝儀・不祝儀など川を越えて本村と行き来していましたが、当時の橋は石を積み丸太を二本渡しただけの簡単な橋で、出水のたびに流されて不便なことから、明治九年(一八七〇)に下新田から分離して、上殿島に属することになりました。その際に筑摩県に提出した示談書に、村境を次のように規定してあります。

示談確定書のこと

(中略)

一 伊那部村下新田耕地、東春近村上殿島耕地、東大境より西へ見通し、三峰川筋中墨、すなわち村境。もっとも、川幅の儀は参拾間として、南北より拾五間ずつ進み候ところ川筋中央。もっとも川筋見通しの儀は、川上村々には通じがたく候えども、下新田耕地・上殿島耕地分川筋見通しの儀は、小出耕地天ヶ洞一つ岩東へ向かい、桜井耕地白ナギへ見通し候こと。

一 右川筋中央見通しの儀、東は殿島耕地大境より西へ小出耕地大境まで見通し相なり候よう、川幅三十間のうち立木一本なりとも成木に致させまじく候。

もっとも両村役人その場へ立会い見分致し、川筋の

うち立木一本なりとも相立て候えばその節、伐り払い申すべく候こと。

一 川筋當時川原成りそのままにして以来に至り候て、互いに開墾致すまじく候。もしまた心得違ひにて開墾致し植え付け相なり候わば、誰なりとも勝手次第刈り取り候て苦しからず候。しかる上は、草野なりに致し置き、石積み泥溜りに至るまで、決して致すまじく候こと。

一 堤防の儀は、川中墨より南北へ十五間ずつ引き去り、堤防致すべく候。もしまた心得違ひにて川幅三十間の内へ堤防少しなりとも築き出し候えば、その堤防致し候村方へ相断り、両村役人立会い、直ちに取払い致さすべく候こと。

一 川幅の儀は、先規五拾間と相心得候えども近ごろ三十間に致し候は、両端とも下新田耕地に候あいだ、狭めて二十間を除き開墾致し来たり候ところ、全体川幅の儀は五十間の相心得なれども、この度、分離相なり候えば、両耕地分だけはこれ迄の三十間、然るところ、川上耕地耕地へ川筋三十間を引き当てるには相ならず候こと。

(後略)

この示談書は下新田耕地総代と伊那部村戸長・副戸長連名で、東春近戸長との間に取り交されました。

この時の示談書が、後々大きな意味を持つことになりましたが、「下新田誌」の中に川筋の変遷として取り上げられた文書は、これで終わっています。

上流の村は、川幅五十間としてきた先規の通りに堤防を立て、川下で三十間幅に堤防を築いたとしたら、これはどうなってしまうでしょうか。藩政から維新政府への切り替え時期とはいいいながら、我田引水の村々の欲望をなだめ地域の調整をする力は、どこにもなくなっていました。最上流の入野谷の山々は木を伐り尽くし、製糸工場のために多大の燃料を必要とした明治は既に始まっていました。

五 洪水後の起こし返しと地割り

伊那市下新田地区に伝わる古地図の中に、明治六年の豊六畳ほどの大きな絵地図があります。三峰川に面して細長い短冊状に区画された土地が書き込まれ、短冊の隅に細かく記号が書き込まれています。これは洪水の多い地帯によく見られる割地慣行があった証拠です。

この割地については、明治初頭の地租改正の際にその慣

行がなくなった地域が多いようです（「長野県に於ける耕地割替制度」奥田或・信濃第三巻第六号）。

現在この地域では、ダムの建設によって上流からの土砂が堰き止められて三峰川が安定したことや、圃場整備が進められたことによって過去の洪水地形は見えにくくなっています。伊那市教育委員会刊の『伊那市の小字名』には、下新田地区の〈四間割〉、竜東橋近くに〈大割地〉、さらにその上流の霞堤の上に〈大間割地〉、芦沢地籍の般若島にも〈割地〉という小字が見られます。

左岸では、「東春近の榛原から天竜合流へかけての堤防の外にも〈八丁割〉の地名が残り、中殿島外河原には〈四畝割〉の田んぼがずっと並んでいて、堤防の外にも所有地があった。四畝という数字は、川があっても溝があっても割りやすく、またヒトラッサ（一人作・機械によらず人の手で耕作する場合の、成人男子の一人一日の労働量）としても適当な面積だった」（中殿島・野溝定芳氏談）というところです。

昭和一三年の大洪水の後の起こし返して、下殿島の西島地籍にも「六畝割」の河原田が耕作されていました。近年の構造改善事業で六畝割の姿はなくなっています。

さらに下流の田原地籍は、「縄のあった分（旧藩時代の検地による所有権）を除外して、区の各戸におおむね四畝を配当した。しかし、その後この配分を買い集める人もあり、配当した当時より所有権者の数は減っている」（田原区史）。

この昭和一三年の災害復旧は、県が費用を分担し、作業には一戸一名の出役が課せられていました。これは現代の聞き書きですが、江戸時代にはどのように割り付けをしたものでしょうか。それを伊那市美篁上大島の区有文書によってみることにします。

元禄一三年（一七〇〇）四月

上・下大島村新田地割り請け証文

一 当村において、新田場の地所持ちつかまつり、累年井筋願い奉り、当年願いの通り仰せ付けられ、丈夫に成就つかまつり有難く存じたてまつり候。これにより田地開発つかまつり候につき、前方（まえかた）委細に証文差し上げ置き申し候通り、名主・組頭・長百姓地引き立ち合ひ、上中下の土地見合ひ、勝示（境界の杭）を立て、地割り高下ごさなく候。もっとも依怙もこひ、厩非道の儀ごさなく候。正路に割り渡し、すなわち右

の場所めいめい御案内仕り、御目にかけ申し候上は、向後名主・組頭は申し上げるに及ばず、大小の百姓どもに毛頭申し分ござなく候。万一よしあし申す者ござ候わば、何分の落度にも仰せつけらるべく候。よって証文件くたの如し

元禄十三庚辰年四月

上・下大島村

名主・組頭・惣百姓名代地引き

(一二名連印)

高貫吉左衛門様(川下郷代官)

これは、元禄一二年八月に三峰川が大満水となり、領内に飢え人が出て藩がお救い米を出したという記録がありますので、その後の復旧工事だと思います。『天竜川の災害

年表』(笹本正治編・語りつぐ天竜川シリーズ35)によれば、

元禄一一年・一二年は連続して大洪水になっていますので、この年の洪水は、右岸を襲ったことが推察できます。

地割りの様子は、荒れ地と肥土を勘案したものか、古田の持ち分を入れたのか、その辺りがよく分かりませんが、一番広いものは長さ六〇間・横二八間で五反六畝、一番狭いのは長さ三六間・横六間の七畝六歩となっています。「依

怙最眞なく」といっていますので、従来そこに土地を持っていた者が優先された結果かもしれません。

いずれの区画も、長さに対して横幅が極端に狭く、土地の形状は短冊型になっています。川に向かつては間口を狭く取り、細長く堤防に直角になるように割り付けると、たとえ川が氾濫し、川欠けが起きたとしても、一軒あたりの被害は少なく収まるように考えられています。

善光寺平の千曲川沿岸では、河川敷内の肥沃な堆積地に現在も地割り慣行が残っています。洪水常襲地帯では、危険の分散と連帯保障のため、このような土地は共有地となっています。割り当ての土地は、何年かに一度割り付け直して、不公平が起こらないようにしますが、最近は果樹などを植える人もあって、規約の見直しが求められているそうです。

高遠領の場合、災害後の起こし返し地が村の共有になっていたかどうか分明ではありませんが、下新田の地図では記号が書き込まれているところから見て、割り当ては、くじ引きや話し合いで決めたものではないかと思っています。

東春近の故細田義一氏の集められた資料の中に、起こし返し事情の分かるものがあるので、紹介することになります。長い文章なので意識とします。

これは、天正一九年（一五九二）の太閤検地には記載があるが、のち享保一一年（一七二六）の大洪水によって全村流失した表木村の枝村「鍛治が島」^{おもとぎ}（伊那市西春近）に関する資料です。鍛治が島は、天竜川の中州にあった新田村で、村の西を天竜川が流れるときは殿島村に、東を流れるときは表木村に所属していました。鍛冶師が多く住み着いていたので島の名前となったといわれます。大洪水で鍛治が島は流亡して跡形もなくなり、住民は表木村や殿島村へ移住を余儀なくされたと記録されています。

「元文二丁巳年十一月

表木前河原本田流跡ならび野分改め帳

矢島喜左衛門 改」

（喜左衛門は高遠藩士で、正徳三年より元文五年まで二七年間郷代官を勤めた）

表木村前は、数十年来、年々の水難・川欠けによりあちこちの本田があらかた流失し、百姓はいいようもなく困窮衰微して、そのうえ鍛治が島新田は田圃ばかりではなく家居まで残らず流し尽くして身の置場もなくなってしまうた。本村へ上がり、所々の野外れや諏訪形の街道筋へ小屋がけをし、田地のなくなってしまうた者たちが

少々の商いをして、その日を暮している。総じて、本村とともに困窮に及び果てている。

所どころは、近年川瀬筋が替わり、向う側（殿島側）へ回ったので前河原に大分の空き地ができて、追々田地にも立ち返る様子になってきた。もっとも、右の河原に田地跡の外、野分け（草刈り場）にもそれぞれの持ち分があり、その境は村中で互いに拵えてきた。また、惣百姓のうち古来より一切野分けを持たない者も数人あるので、村中で申し合わせ、見分のうえ、見積り次第野分けを持たない者たちへも少々ずつ割賦して、惣百姓として励み、遠からず田地にも立ち返るようにしたい旨、度々願ひ出ているので、その旨を郡代に伝えた所、御奉行中へ御沙汰されて御評議の上、支配（郷代官）の喜左衛門が見分し、百姓と充分話し合って相応に割り付けをし、起こし返して元の通りの田地にするように計れ、との安藤太郎兵衛殿の御下知によって、この度喜左衛門が出向いて、惣百姓対談の上、早々ながら持ち分、田地跡など竿を打たせ（測量し）て改め、一人別に持ち分割り出しなど、書き記したものは左の通り

一村前本田の地先川欠けの分は、藤沢渡より下牧境まで全て二十四間幅に押し通り、竿相除き候（測量から

外した)。これはその流し田地の持ち主極まりこれ有る上は、力次第引き続いて（耕作）つかまつり、次ぎ古田に立ち返り候様に致すべく、地代にても、これまた役人、年寄り、惣百姓相対の上、二十四間幅相極め候（後略）

流作地の起こし返しには一村の総百姓が当たり、納得の上で持ち分を割り振り、草刈り場の権利を持たない者にも割賦して、百姓が成り立つようになりました。この時の春近郷の代官の喜左衛門は、上級武士ではありませんが、二十四年間も郷代官の職にあった人です。同一人なのか、世襲で同名の子供が継いでいるのかは明らかではありません。この資料に見る限り、藩の役人が立ち会って十分話し合いをさせた上で、土地を割り振っている様子がわかります。

藩へ上納する年貢は、村全体に対して割り当てられた石数なので、営農が立ちゆかない家が出ると、村全体が連帯で責任を負わなければならないことになります。どうしても大災害の被害を村中で負担し、助け合っていないかなければならないのです。

この資料は、今から二五〇年以上昔の様子ですが、集落が運命共同体としてあり続けた結果、「結い」と呼ばれる

労力の貸し借りの制度や、一軒の家で必ず一人は出なければいけない「鈎役かぎやく」による共同作業と相互扶助の精神は、いまだにこの地域に色濃く残っています。荒廃した土地の起こし返しという過酷な労働が濃密な人間関係を成立させ、仲間内に優秀な指導者があれば、上からの指令を待たずに自らが動きだします。

同じように、常に川の氾濫の被害があった天竜川中流の上伊那郡中川村田島の理兵衛堤防は、「一人百姓」松村理兵衛という豪農の自普請であり、このような自治意識に培われたものではありません。一人百姓は、下伊那の幕府領の中にしばしば見られた村の形態で、一つの村に貢租の責任のある本百姓が一人だけいて、後は小前と呼ばれる百姓で成り立ち、通常の村が名主・組頭・長百姓の合議制で村の取決めが行われたのに対し、一人百姓の村では、独断専決となります。理兵衛は、親子三代であの強固な石堤を築きましたが、理兵衛堤防は理兵衛個人の大金が投入されており、合議制では成り立たなかった堤防と思われます。封建時代にあつては、本百姓と小前の身分差は歴然たるものがあり、堤防で働いた村人は、自分の土地を守るためだけでなく、給金をもらうために働いたにすぎないのです。恐らく近世の村の形態は、現代の村のあり方の中にも影響を与え

ているのではないだろうか。

共同の起こし返して濃密な人間関係を作り上げた村々では、現在でも相互扶助の精神は盛んで、貧富の差が余り感じられません。よく言えば集落としてまとまりが良い、選挙の票読み（地割り）が確実にできる、悪く言えば、よから来た者には何かと息苦しい、現在の集落のありようにまで影響を及ぼしているように思えます。

六 御見通し川除と国役普請

前項で、乱伐で山が荒れてきた様子を書きましたが、天明三年（一七八三）の浅間山大爆發以来、真夏でも寒く、冷害となって深刻な飢饉が続きました。火山灰が成層圏を覆って太陽の光りをさえぎり、気象的に見ても地球規模で異常な時期だったといわれます。それに続いて、幕末から明治にかけても飢饉や洪水が連続して起きています。最近の気象学では、エルニーニョ現象などと絡めて説明されるようですが、何年かの周期で大きな洪水は連続して起きる傾向があるようです。

江戸時代中頃、一八世紀の天竜川流域は、正徳五年（一七一五）の「未の満水」、宝暦五年（一七五五）「亥の満

水」など、特大の洪水がありました。が、一九世紀に入ると、文化元年（一八〇四）、五年、六年、七年と連続して、天竜川・三峰川流域は大洪水に襲われることになります。

一年のうちに何度も洪水、降らない年は旱害で凶作になるという、流域の保水力が失われた結果の悪循環が見られます。ご参考に巻末に年表を添えましたが、伐り出す木がなくなるほど乱伐した結果、土石流を引き起こして洪水の破壊力が強まったと思われます。

また、連年の大洪水にもかかわらず、藩の役所は阪天山の失脚事件以来、事なかれ主義に陥り、積極的な政策を打ち出せませんでした。

内藤家は何代も養子相続が続いて藩主は国元に馴染がなく、しかも四代藩主頼尚は、安永五年（一七七六）二月に家督を継ぎ、同年一〇月に病没しました。同族から急養子をして五代藩主の座に着いたのは、わずか五才の幼児で、重役が補任することになりますが、勢力争いもあり、藩の政治は求心力を失っていました。綱紀が緩んでいたのです。阪本天山の藩政改革は、天明の大飢饉に臨んで起きるべくして起こった改革案といえますが、ぬるま湯に浸かっていた人々には性急すぎたのかも分かりません。失脚の原因は否として闇の中ですが、一つのきっかけとして、

普請奉行の原市郎右衛門との確執があります。天山の配下には、岩崎宅右衛門という身分は高くありませんが有能な人があり、藤沢郷・川下郷などの井筋・川除の見分や設計を積極的に行いました。普請奉行は優秀な部下としてこの岩崎宅右衛門を自分の配下に加えたかったのかもしれない。原市郎右衛門は、「郡代所属の足輕が長く同じ所に勤務すると、情実にとらわれて弊害（へいがい）が起きるから、時々は転勤させるほうがよい」と主張したのに対し、阪本天山は「地元の事情をよく知り、年貢取り立てや公事訴訟（くじそしょう）の事務に慣れる必要があるから、数年間は移動させずにおかないと仕事にならない」と反論し、争いになったといわれます。失脚したのは、若いのに出過ぎた真似をしたという評価だったのではないのでしょうか。

治水のほうからいえば、同じ領内でも天竜川と三峰川では流れの性格が違います。同じ殿島の内でも天竜川に面した場所と三峰川筋では聖牛の組み方から異なるのです。天竜川の聖牛は、川の流れに押されないように底辺を長く頭を低く組みますが、三峰川の瀬追い聖牛は底辺を短く頭を高く組まないと、忽ちのうちに土砂に埋もれて役に立たなくなります。地元の事情に精通した役人が育たなくては、一貫した治水策は取れません。天山の郡代としての活躍は

わずか五年に過ぎませんでしたが、この時期に、鉾持除の押し出し口から小出村の除け往還の杉の森を見通した線に藩の企画による「御見通し川除」が作られています。「御見通し」とは、村の自前でなく藩がやったということで尊称を付け、川筋を見通して直線状に作った川除という意味です。それ以前には、なるべく対岸へ押すように、自分の村の前だけに堤防を築くというやり方だったようです。

伊那市の天竜川筋の野底・上牧村の「柵立（さくだて）堤防」もこの時期に企画されたといわれ、非常によくもちこたえています。柵立ては対岸の幕府領の田畑村などと境界争いを引き起こし、厄介なことを引き起こしたと天山攻撃の材料にされましたが、それ以来、川の切れ込みで村が危うくなるようなこともなくなり、野底・上牧では、いまだに天山を崇めているということです。御見通し川除も同様に、年間から明治元年の大洪水で全面的に流されるまでの七〇年間を持ちこたえたと、伊那市美簗の青島区文書は伝えています。

御見通し川除に関するまとまった資料は今のところ私の手許にはありませんが、文政三年（一八二〇）の「見通川除仕立て方人足回帳」（北原繁雄氏所蔵文書）から抜粋すると、

芦沢村 見通し川除、長さ三五〇間、幅八間、高さ六尺

この入用大樫一一七組、二〇〇樫、

石積、長さ三五四間、幅六間

大牛三六匹、菱牛七二組

笠原村 見通し川除、長さ二七八間、幅八間、高さ六尺

この入用大樫一三〇組、石積一六六四坪、

大牛二二匹、菱牛五六組

上大島村 見通し川除、長さ四三四間、幅八間、高さ六尺

この入用大樫二〇五組、石積二六〇四坪、

大牛四四匹、菱牛八八組

下大島村 見通し川除、長さ七二〇間、幅八間、高さ六尺

この入用大樫三六六組、石積四三二四坪

大牛七二匹、菱牛一四四匹

両川手村 見通し川除、長さ六〇二間、幅八間、高さ六尺

入用大樫三一〇組、石積三七二〇坪、

大樫六二足、菱牛一二四組

青島村 見通し川除、長さ八二〇間、幅八間、高さ六尺

入用大樫四一〇組、石積四九二〇坪、

大牛八二匹、菱牛一六四足

村々の川除の規模は右の通りで、石積のある場所とない

場所があります。これに対し入用人足を割り出してあり、急破の折りには近隣の村々から直ちに人足が出動できるように協約が結んでありました。

このほか、芦沢の般若島の近くには用水の取入れ口があり、これを守るための「四か村相合い川除」というものがあり、費用分担や共同の水防作業がありました。下流には同様に上川手・下川手・青島の三か村相合いによる「猿猴請け」の川除がありました。猿猴請けは、中県堤防・三ヶの堤防・青島堤防とあり、これらの場所で防ぎ止め得なかったときは、下流の部落にも甚大な被害が及ぶため、村の組織を越えて共同でその保守に当たったものです。

阪本天山の失脚（天明七年・一七八七）後も、その配下や学問の系譜に連なる人々（中村元恒など）にまで圧迫がおよび、六道原の開発や殖産によって地域起こしをしようとする「高遠の実字」は息をひそめました。

明治三十一年の内務省による『天竜川調査書』によれば、「諏訪高島藩や天領には治水規定がきちんとしていたが、高遠藩の場合は一定した規定はなく、郷代官が意見を具申して重臣の決済を経て工費の補助をしたので、その時々で、費用の補助率が異なっていた」とされています。のちには、先規が慣例のようにはなりましたが、周辺に比べ

て、内規がはっきりせず、重役の気分^{気分}に左右される面が多々あったのではないか、天山失脚の影響が後々までもあったのではないかという気がします。何にしても治水制に遅れるところがあったようです。

洪水や飢饉が続き、農地は荒れ果てて農民は疲弊し切つて希望を失い、地元では食べていられないので他国稼ぎと称する出稼ぎが流行りました。出稼ぎは藩の許可を必要とし、一年に一度は必ず郷里へ戻り、「出稼ぎ運上」という税金を払わなければなりませんでしたが、そのまま戻らず、行方をくらました人も多かったそうです。

一八世紀の終わりごろ、上殿島村に中村由助（または与惣治）という農民がいて、江戸へ出て自身番に勤めていました。自身番は町奉行配下の役所で、時代劇でおなじみの場所です。そこで知りあった平出村（現辰野町平出）の勝兵衛と郷里の事を話し合っているうちに、幕府の治水制度の中に「国役御普請」という制度がある事を知り、そのことを研究するために幕府の関東郡代配下の普請役の家に奉公し、関係筋を奔走して根回しをしました。そして漸く工事の見通しを得たので、勝兵衛とともに郷里に帰り、まず上殿島の名主に働きかけました。一般の農民が直接藩役所に願ひ出るのは越訴^{おっそ}といつて禁止されています。

文化元年（一八〇四）二月に、由助自らが願主となって願い書を書きました。それに上殿島の村方三役の奥書^{おくし}をもらい、春近郷代官の田中糸右衛門に願ひ出ました。同年七月には三殿島の村役人の連名で、田中に代わった代官の眞壁与一郎あてに願書を出し、幕府へ請願書を出す事になりました。

工事を成就させるためには、地元の結束がなくてはなりません。三峰川筋の山田村・小原村・大島村・貝沼村・川手村・青島村・芦沢村・上新田村・下新田村の九か村、天竜川筋では上牧村・野底村・東伊那部村・狐島村・小出村・田原村・表木村・下牧村・中越村・殿島村の一〇か村を合わせて説得し、幕府へ正式に連名で出願する事になりました。ここで不思議に思うのは、高遠藩の役人が国役普請の制度を知らなかった、といい伝えられている事です。

上殿島の故細田義一氏の集められた資料の「福沢正作覚書」によれば、

「国役普請発起は、殿島村芳兵衛（由助）江戸表に長々居候て関東辺など御普請方いたし、ふるさとへ帰り、それより願ひ立て、平出村勝兵衛・下新田村久兵衛右三人にて御地頭様（藩主）へ願ひ候えども、とかくこの辺に国役御普請これなきにつき、御聞き届けもこれな

く五か年はどかり文化三寅年、願い相済み、御公儀様にも御聞き届けありて（後略）」

という状態で、農民が主体的に運動して、ようやく公儀からの助成が受けられるようになりました。

国役普請というのは、大きな災害があったときに、幕府の抛出金に合わせて、村高百石につき十両あてに抛出し、復旧費用にあてる相互保険のようなもので、災害の程度に応じて信濃一国であることもあり、大災害の場合は駿河・越後・甲斐など近隣諸国にも抛出要請がありました。総金額の十分の一度が幕府から出ているようです。他国の災害について、高遠領から抛出した資料もありますので、この時の藩の役人が国役金の事を知らなかったのは、為政者として不勉強で、恥ずかしい事だったのではないかという気がします。

高遠藩にも治水制がなかったわけではありません。しかし、それは藩が積極的な施策を考えるというよりは、自分たちの土地だから自分たちで守れ、それでも及ばないときは藩からの補助（人足や材木など）を「願いによって許す」というものでした。

『東春近村誌』によれば、弘化三年（一八四六）の五人組法度には、

「一 川筋村々大水の節は、昼夜に限らず村中出合い、堤の切れ申さざるように仕るべく候。もし危うく見え候場所最寄りの村々より縄・俵・杭木・鍬・持籠を持参し、堤囲い申すべく候。もちろん堤にこれある竹木・草葭・萱など刈り取るまじきこと。

二 堤川除の節、遅参または御普請に不精（なまけ）致し候百姓候わば、名主・五人組より申しいで、隠し置き後日知れ候わば、詮議の上、当人・名主・五人組まで越度たるべきこと。

三 夏秋大雨洪水の節は、村中前々より心がけ致し、堤川除押し流されざるよう、防ぎの道具もち出し、危うき所へは石乱杭を打ち、あるいは枝葉のある竹木にて川の水勢を防ぎ申すべきこと。

四 堤川除御普請の儀は、全体その村々の田畑囲い候儀につき、いかようにも自力を持って取り計らうべき儀に候えども、自力に叶わざる故を以て、その場所により国役そのほか御普請仰せ付けられ候。さ候えば村々百姓も利欲を離れ、実意を尽し、なるだけ丈夫に御普請仕立ての筈の儀に云々。」

と、布達しています。さらに治水制として、「年々、川除・井筋・道路・橋梁などの改修場所につい

てあらかじめ見分願いを出させ、見分の結果、見積書を作成し、査定の上、木道具や人足などを補助した。補助は工事の内容によって違ったが、木材の入用なものには藩の

《御林》《御竹藪》と称する立山より材料を伐りだして工事に当て、不足分は地元負担であった。人足は寄せ人足と称して各村に人足を割付け出勤せしめた。水害を被った場合は見分願いを提出し、助成を願った。御林は各郷に二、三か所ずつあって、御林には《山守請》、御竹藪には《藪守請》という責任者があり、それぞれを管理していた」としていますが、これは、毎年の手入れ程度の普請ならそこに機能する制度ですが、現在ならさしずめ災害救助法が出されるような満水の規模の連続ですから、荒廃しきった三峰川扇状地では、この程度の手当では焼け石に水、賽の河原の石積み状態だったことでしょう。

由助・勝兵衛・久兵衛という三人の農民の奔走がようやく認められたのは、文化三年（一八〇六）のことです。高井郡内を視察に来ていた公儀御普請役高津八之丞、御普請元締め山田周蔵の二人が松本へ寄ることを知った由助・勝兵衛が陳情に駆け付けて、伊那へ廻って検分するように嘆願しました。その検分の結果、青島村・上新田村・下新田村・野底村・上牧村・東伊那部村・狐島村・殿島村を緊急

復旧の場所として指定し、翌年冬から春へかけての国役普請が認可されました。

さて、工事目論見書の作成に当たって、公儀からは材料価格引請け証の提出を求められましたが、由助には全く経験のないことなので、商人や竹木の所有者に交渉して値段書を出したところ、千曲川の定式値段より高額だったために認可されず、何回も関係方面に折衝の末、ようやく認可にこぎつけました。材料値段が高値に算定されたのは、商人の掛け値のためばかりでなく、上伊那地方には蛇籠に適した竹林が少なく、上伊那南部や下伊那地方からの輸入に頼らざるをえなかったので、運賃が高んだということと、災害続きで川除の材料がすでに払底していたということもあるのではないのでしょうか。

現在残されている文化四年の資料は、公文書としては、

「天竜川・三峰川通村々国役御普請御入用金内借請取書」

「内藤大和守領分 天竜川・三峰川通

信州伊那郡村々国役御普請出来形帳」

等があります（高遠図書館蔵…岩崎家資料）。

公儀役人の出張ということで、藩からはお礼状に添えて小遣い程度の目録を出張の役人めいめいに渡し、後日、勘定奉行の星野郷と郷代官の山下芳右衛門が挨拶に出向いて

います。

せっかく認められた国役普請ですが、文化四年春に完了した工事は、同年五月二六日からの大満水、続く六月一日から三日の大雨のために残らず流れ去りました。この洪水による損害は、死者三名、田畑高四二〇〇石の損耗、水入り家屋五一戸、砂入り家屋五二八戸、そのほか山崩れ、川除の損害など大惨事となったので、藩役所は二年分の囲い粉を放出して領民救済に当てました（『高遠藩の基礎的研究』）。

三峰川・天竜川沿川の村々がこのように大荒れだったので、今度は藩の役所から国役普請を願い立て、翌年の文化五年春にかけて工事が行われ、流出した伊那大橋も架けかえられて渡り初めをしましたが、二月たたないうちに、またしても大洪水に見まわれ、橋は落ち、川除は残らず流れてしまいます。この時の洪水は「辰満水」と呼ばれた大満水で、天竜川では、諏訪から飯田に至るまで橋が全部落ちてなくなるほどの災害でした。

芦沢村文書によれば、文化四年（一八〇七）から文政二年（一八二九）までの間に四回の国役普請が施されましたが、いずれも長持ちせず、公儀の工事は膏葉張りなどと悪口さえ出るようになりました。

国役普請は、江戸から公儀普請方の役人が出張して設計・監督しました。彼等は時間を厳守し、非常に規律が厳しかったので作業は地元農民たちが驚く程はかどりました。在任中の止宿は、有り合わせの野菜で一汁一菜を守り、村人がいろいろな贈り物を付け届けたり、御用向き以外の長話や酒宴などしてはならぬと申し渡し書を出させ、賄賂・請託の余地のないものであったと、地元の農民から賞賛の目を持って見られたほどでしたが、『東春近村誌』には、「工事の効果から見ると、工程が比較的安易に行われたため、三峰川・天竜川の大洪水の前には維持する力がなく、国役場所の名を留めて崩れ去った。当時、識者が幕府の施策を膏葉張りであると指摘した」とあります。

幕府から派遣されてくる位の人物ですから、それなりに経験も豊かな役人だったと思いますが、平野部の利根川などに比べたら、河床勾配の急な三峰川では、流送土砂も多く、大分勝手が違ったのではないのでしょうか。

文化四年の出来形帳からその川除の工法と姿を探ってみましょう。

下新田村

菱 牛 一六組、二列に立てて一か所三組から四組を置

く

蛇籠 二四本、竹で編んで、長さ二間、指し渡し一尺

五寸の籠に石を積み、菱牛一組に三本ずつ置く

上新田村

石積 二か所、延長合わせて七一間

(高さ六尺・馬踏み六尺・敷二間)

石積腹付け 延長二〇間

(高さ三尺・馬踏み六尺・敷九尺)

古川除の石出し上置き 延長一六間

(高さ二尺・馬踏み二間・敷一丈四尺)

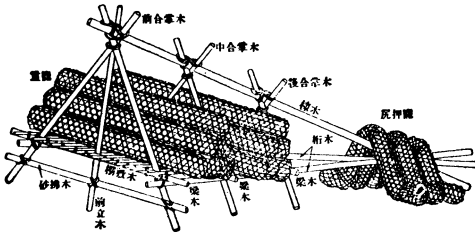
合掌杵 延長一八間 (高さ六尺・下幅七尺)

青島村

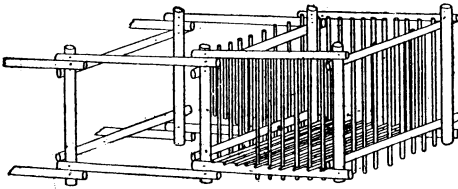
石積 延長二〇間 (規模は上新田村と同じ)

合掌杵 延長二〇間

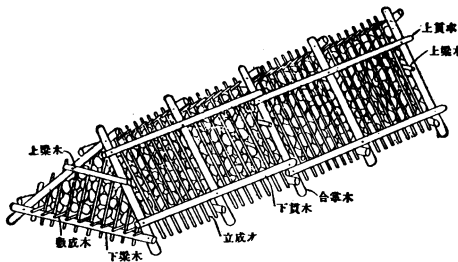
殿島村



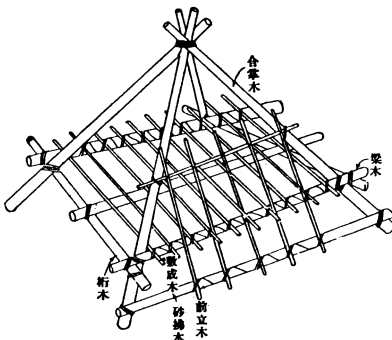
大 聖 牛



横 杵



合 掌 杵



菱 牛

図-5 国役普請川除の図 (宮本武之輔：治水工学より)

(天竜川通り)

石腹付け・裏埋め

地形粹 一〇組 (高さ四尺三寸・一丈一尺四方)

続き粹 (高さ五尺・横一間・長さ二〇間)

中聖牛 一七組

菱牛 六三組

欠け所埋立

洲切り 一一〇間

蛇籠 三三八本 (長さ五間・差し渡し一尺五寸)

(三峰川通り)

石積延長 八六間 (高さ六尺・馬踏み六尺・敷二間)

崩れた箇所^の埋め戻しなど

合掌粹 延長八六間

石積 延長八二間 (高さ四尺・馬踏み五尺・敷九尺)

合掌粹 八二間

右石積の川裏の方築きくるみ (高さ四尺下横五尺)

などです。

これは資料のうちから三峰川の関係の上・下新田村と青島村、殿島村、合流後の天竜川に面した殿島に限ってここに載せましたが、このとき高遠領の国役普請は全体で九四四両三分ほどかかり、このうち高遠領の負担は高一〇〇石

に一〇両として三五二両一分、幕府ならびに列藩からの援助金が五九二両二分ほどになりました。

全国規模で洪水が多発したので、幕府の財政も逼迫し、文政八年(一八二五)には「国役普請、万石以上にはお聞き済みこれなく、みだりに相願うまじく」と幕府から通達が出されますが、嘉永五年(一八五二)になると、「自普請なりがたき節は、申し出づべく候」と変化してきます。

安政年間(一八五四〜一八六〇)になっても洪水は頻発し、安政四年には五回も大洪水が襲いかかりました。その災害の規模は三〇年来とも五〇年来ともいわれ、その様子を「伝兵衛井筋」で有名な伊東伝兵衛は次のように日記に書いています。

閏五月一七日

夜中強雨、大水なり。ことに藤沢川到って大水なり。橋下車屋、家の中川瀬なり。馬場(高遠町下町)車屋残らず水入り、家の前水深三尺余なり。川丈、橋残らず落ちる。

一八日

朝大水なり。二十年来と申すこと、朝のうちの評なり。職人小屋水入りなり。

鞠が花井筋諸々崩れ候なり。友右衛門早朝告げ来たる、
沢々大水にて涉りかねると。

平左衛門、金作見立てに行き、帰り五か所大切れ。往来
とまる。上井八か所、新山井四か所。

藤沢川大水。五十年来と申し、四日市場家数□□□流
れ、川丈、橋残らず落ちる。水車四か所。

馬場車屋四軒、ほか小家八軒、橋下車屋流れ、川瀬、弁
天岩上へ押し通し、箱矢^{はこや}淵^{ふち}岡になる。その外山崩れ
数々、三峰川丈田地多分。

六道井筋数々切れ、よけ道往来止まる。(中略)

川下郷田地流失多し。ことに田原大流れ、六軒屋まで榛
原下七百間余流れ、諸々山崩れ、田地流失書き尽くし難
し。

高遠町の弁天河原の弁天岩は水神岩であり、洪水の規模
は弁天岩のどのあたりに水が来ているかで判断できまし
た。その岩の上を、普段は流量のあまり多くない藤沢川が
押し通ったというのですから、その恐ろしさが実感できま
す。ちなみに、三六災害のときには、弁天岩の肩まで水が
きましたが、岩を越えることはありませんでした。

領内の被害があまりに大きかったので、十一月には七代

藩主頼寧^{よちやす}が自ら見分にでかけ、国役普請を願い出ること
になりました。このお殿様は、文政三年(一八二〇)から安

政六年(一八五九)までの三九年间藩主の座にあり、歴代
藩主の中ではその治世は長く、藩政改革にも意欲を燃やし
ましたが、傾きかけた藩財政を立て直すことは至難の業で
した。しかし、阪本天山の失脚によって頓挫した川下り郷
六道原の開発をはじめ、一番井・二番井などの藩宮の井筋
の開削や、鞠が花井筋の開発援助、上伊那井筋の援助な
ど、伊東伝兵衛のような百姓身分の者や下士から人材を登
用して仕事の責任者に当てたり、藩校として名高い進徳館
を発足させ、隠居した翌年に開講の運びとなるなど、大き
な事跡を残しました。

この時の国役普請も各町村誌には細切れの「国役普請」
の記事があるのですが、中殿島の下平家には、文化四
年、五年、七年、安政五年の資料一式が残されています。
伊那市に寄託されたようですので、いずれは、全容が明ら
かになると思います。

その中の

「安政五戊午年 中殿島村 宇右衛門扣
天竜川・三峰川通箇所附帳

二月

御案内扣」

という帳面を見ますと、各々の箇所の規模が分かります。

川手村の字大島境という地籍では、「大牛百組、二間枰百五十組、石積長さ三百間 御縄張有之」、字嶋垣外では「大牛三十組、枰四十五組」となっていて、「御縄張有之」という箇所では、牛、枰、石積がセットになっていて、それ以外では、牛と枰だけになっています。大体大牛二匹に對し二間枰が三組仕立てられて、その後ろに石積があるというのがこの時の国役普請の姿のようです。それは、今のような連続堤防ではなく、各耕地の地先を銘々が守るという形が見えます。「御縄張り」は、「元禄水帳」に記載された古田のことではないかと思えます。

国役普請に派遣された幕府の役人を地元はどんなふうに見ていたのでしょうか。上大島の富岡神主の手控えに、「安政五年午四月朔日より

御公役普請川除始まる。高遠除けより新田村出合まで、三峰川筋御見通し。

人足貳百万人の御見立て、此辺村々十五歳より六十歳まで人別男女共

御朱印御証文 石川新助 上下七人 西町富屋宿

御朱印御証文 米倉幸内

御普請役元締客 同断合宿

御朱印御証文 国又宗平

御勘定吟味役下役

上下四人 西町穀屋新兵衛宿

御証文 御普請役下役 林敬三郎

渡辺道三郎

上條元之助

上下七人合宿

林氏此辺毎日見廻り

右御公役御見廻りこれあり、林敬三郎当村名主文右衛門方御休憩、ならび御普請中菱牛ワク、堤など割合竹木入用一切記帳二冊所持。」

とあります。この神主は、少し大袈裟な書き方をする人ですが、人足二百万人は延人数にしても大袈裟すぎます。公儀役人の所持していた設計書がもの珍しかったのか、記録に留めています。堤防は、天明年間につくられた御見通し堤防に準じたものであったろうことが推察されます。

高遠領では安政五年の国役普請が最後になり、世の中は幕末の動乱へ巻き込まれていきます。

七 幕末から明治以後の洪水と治水

幕末にも災害が連続し、慶応元年（一八六五）閏の五月には領内の河川は大満水となり、川下り郷・上伊那郷の諸村は、田畑の大半を流失しますが、この災害の後始末もつかぬうちに長州征伐の軍に徴発されて、最後の藩主内藤頼直は藩兵五七〇人を率いて長州へ進発していきました。さらに入野谷・藤沢・中沢の三か郷三六か村と下伊那の五か村に、東海道丸子宿への当分助郷の差紙が届きます。これは免除の願いを差し出しましたが、翌年三月には、再び藩主は長州へ藩兵や領民を率いて出兵し、さらに七月には、春近郷から一万四〇〇〇人余が寄せ人足として長州征伐に加わりました。

幕末の諸藩の財政は、多かれ少なかれ慢性赤字で破綻していましたが、高遠藩の財政も完全に破綻し、維新の動乱の足音は山国の高遠にも近付いてきます。洪水で田畑は荒れて人心も落ち着かない中、慶応三年（一八六七）一〇月四日から二九日にかけて、高遠の城下町の二四四軒の家に大量のお札が降りました。お札の降った家々では表口に笹を立て、夜には献灯をつるし、近所にも言いふらして夜明

しでの大騒ぎが続きました。「馬鹿馬鹿しい」とお札を粗末に扱った家の前には、生々しい馬の死骸が置かれてあったりして、ことさらに人々の不安を煽りました。際限もなく続く騒ぎに、暴動を恐れる藩役所からは騒ぎを鎮めるように通達がありました。が、町役人はこの爆発的な熱狂を押さえ切れないと判断して、二夜三日間の臨時の祭礼を行いました。在々からも人々が押し寄せ、はやし・手踊り・裸踊り・俄などで町中を踊り廻る騒ぎとなりました。この時の踊り唄は、「豊年じゃ、豊年じゃ、世の中陽気がよくなって、五穀成就でおめでたい、あまたのお札がちいらちら、ふったぞ、ふったぞ、おめでたい」（高木俊輔著『ええじゃないか』他）というものでした。災害と凶作、厳しい年貢の取り立てからの閉塞感、現在の我々では実感できないくらい厳しかったのではないのでしょうか。おかげまいりも、ええじゃないかも、世直し・幕府転覆という、当時の政治的背景からのゲリラ的な人心攪乱の手段だったとされるようですが、譜代大名であった内藤家の城下をねらい撃ちにしたものだったかもしれません。他の町に比べて札の撒き方が念入りだったようです。この時の町年寄りの判断が的確だったので、打ち壊しなどの暴動に発展せず、事は平穏に納まりました。

翌年の明治元年（一八六八）二月になると、高遠藩はそれまで敵対していた長州や薩摩を中心にした東征軍とともに越後に出兵し、会津に転戦して一月に帰還しますが、その間に領内は未曾有という形容詞のつく「辰満水」という大洪水にさらされます。

『東春近村誌』によれば、

「閏四月二八日より特大の洪水。五月四日、作十島欠け流れ、同七日、田原大水害、二一軒流れ、二一町歩に被害。同一九日大洪水、九平島より下河原に切り込む。彦右衛門島へ切り込む、沢渡・表木も切り込む。同二一日、榛原下六〇俵取り欠け流れ、砂押し。八月一日大満水、辰満水という」

また、青島区所蔵文書によれば、

「この年大洪水あり田反別二九町四反五畝一八歩欠損す。ほかに家屋四戸流失す」

梅雨前線の停滞によるものですが、読んでいるだけで気が滅入ってきます。

明治二年（一八六九）七月には大風が吹き、大洪水となり、天保の飢饉以来といわれる大凶作になりました。飢えて草根木皮を求める人が山に満ちたといわれています（『伊那谷の災害と凶作』・村沢武夫著）。

伊那県では再三の触れを出して、食い繋ぎの米穀不足が心配されるので、高値だからといって領外へ米を売り渡してはならぬと、きつく命令しています。

東征軍からも人馬の徴発、軍費の上納を迫られ、高遠領ではこの年に「入野谷騒動」と「中沢騒動」の二つの百姓一揆が起きていますが、文政五年（一八二二）の「わらじ騒動」の時のような全領一揆にはなりませんでした。

明治四年（一八七一）の版籍奉還に伴って政治の仕組みが変わり、高遠藩は高遠県となり、年末にはさらに高遠県は廃されて筑摩県に合併となりました。この時点での高遠藩の未返済の借財の総額は、八万四〇〇〇両にも及びました。当時の高遠藩の年間の総費用が一万両余とされていますから、八年分の歳費丸ごとというべらぼうな値です。現在の国債の乱発と似ています。藩役所は破産同然の状態でしたから、藩に貸し付けていた豪商や、町役人の中でも仕送り役と呼ばれた人々に甚大な影響を与えずには置きませんでした。職を失った上級の武士は、藩主とともに職を求めて東京に出たり、婚姻関係もなるべく裕福な町人と結婚して身の保全を計るようにとの達示が出ました。町人の中にも、機能を失った城下町に見切りをつけて町を出る人が出て、高遠の城下町はこれ以後、徐々に活力を失っていき

ます。

三峰川右岸の美簗村では、明治二年三年と続いて三峰川御見通し川除の工事が行われ、藩から役人が出向いて見分しました。この年は、川に面した大堤防とともに、青島村字東河原の半波銀五郎の屋敷を起点として、南へ直線で延長一二〇間の堤防を新築しました。これは現在下川手と青島との境にある霞堤の延長の堤防と思われますが、この「横堤防」の記事は、青島区記録簿の中に、明治一〇年に「一二四間を築設、この坪数一七〇四坪」とあり、これは根張七間・平均高二間の砂利堤防で、上流で破堤して侵入した水を河道に返し、影響を下流に及ぼさないためでしたが、明治一五年、一八年の大洪水で破堤し、ことに明治一八年の洪水は、大堤防が破堤して、この横堤防も突破し、青島区の中央から浸水して、区内の一七戸が床上三尺余も砂礫が堆積し、その余波は下流にまでおよび、日影・境・狐島にいたるまで甚大な被害を受けました。砂利堤防だけでは、ともに激突する流れを支え切れなかったものかと思えます。

明治四年以降は、高遠領は筑摩県に編入されたので、川除の資材を調達していた御林がなくなり、藩から支給されていた寄せ人足の制度もなくなりました。その後筑摩県は

解消して長野県に移管しますが、民生に関する費用の捻出には苦勞をしたらしく、地租に比べて七倍もの村費がかかり、そのほとんどは堤防に費やしたと、明治一二年の「青島堤防築設に要する費用借用嘆願書、拝借金願書」にはあります。築堤と砂入り地の開墾で、資力・体力を使い果たし、非常に困窮していた様子が分かります。

村民の所有する地権書を抵当として国に差し出し、内務省から一万円を基金として借金し、五年の間に自普請で川除を作り、荒地地二三町歩の起こし返しをする。一五か年の間に年々利子を払い、開墾達成の暁には地価八〇〇〇円 of 地租上納になるというものですが、この時点では、天竜上流は国の直轄になっておらず、明治政府も足下がおぼつかないときですから、援助はできません。

三峰川沿川の村々は連合して治水協議会を作り、明治二一年には県から治水費の一割弱が支給されますが、現在の補助金とは実情が違ふようです。

嘆願書

上伊那郡美簗村の内

上川手耕地

下川手耕地

青島耕地

同郡 伊那部村の内

境耕地

上新田耕地

下新田耕地

私共各耕地は、字三峰川と称^{よな}うる急流暴川の流下に住居を定めたる村落なるをもつて、累年の洪水にしばしば被害にかかり、方今起こし返りを期すべからざる田地およそ百有五十町歩にいたり、あまたの人民困難致しおり候ところ、さる明治十七、全十八年は、地方未曾有の大洪水にて、多くの良田を流失のみならず民家水車屋など合わせて二十有余戸を流害し、いよいよ人民困難の極に立ち至り、農事相統方難しく相なり候。しこうして、目の景況たるや上伊那郡富県村地籍内、字猿猴岩と称うる盤石より、一層水勢を激し北岸へ突流するをもつて、右請願の各耕地と、旧耕地猿島耕地とを含め熟田四百町歩余も不毛の砂漠となるにたらんとす。しかる時は、数千の人民餓死するに至らん。また、猿猴岩よりの激流を防御する時は、南岸の富県村の内、字荒崖と称うる個所へ突流し、これが反動を生じ、伊那部村三耕地の熟田を流損するは必定なり。該堤防を成さずんば、本年の農事

尽力する能わず、よつて人民一同協議を遂げ、別紙略図面の個所へ堤防費なし下されたく、しかる上は、たとい幾万の費額を要する堤防なるとも、その半額は民費をもつて献上つかまつるべく候間、(後略)

(『みず』より引用)

これは明治二十一年一月一二日付けをもつて長野県知事木梨精一郎宛に出されました。

明治二十一年中には、地元から義援金一六〇〇円を集めて上納して工事が認可されましたが、この義捐金を捻出するために青島区は共有地を売却してその費用に充てなければなりませんでした。

明治二十七年(一八九四)八月には、大洪水が榛原^{はしばら}下から上殿島に切り込み、三峰川本流は村の中通りを貫流し、浸水家屋二〇〇戸、水田の浸水は一〇〇町歩余にも上りました。

翌明治二十八年にはまた堤防が所々で決壊しましたが、折からの日清戦争で若い労働力を取られ、急破普請^{つぷしん}の繕いもままならないまま年末になって、ようやく治水費が付き、木工沈床を入れて取り繕いだけ済ませる有様でした。

この後明治二十九年、三〇年、三一年と災害史に特筆され

るような規模の洪水が続きます。工事費の三分の一を民間の義捐金で上納して復旧工事を願ひ出ますが、戦後の国庫の疲弊で早速許可にならなかったと訴えています。

明治三二年になって、青島の「横堤防」は内務省の認可が下りました。「長三五〇間、馬踏み三間、法高四間一分、根張一六間、字東河原半波銀五郎旧宅地先、旧堤防の水門を起点とし、南方へ直線一五〇間、それより湾曲して下流に向かい、二〇〇間にして旧堤防存在個所へ築付け」と記録にあり、前回の改修より堤防の規模は大きくなっていますが、この場所が現在の青島と川手の間の霞堤だとすると、記録よりは少し規模が小さいように見えますが、このあとに横堤防が破壊されて、下流に浸水するような大災害があったのではないかと思います。

青島区では、明治三二年に復旧した堤防の上に三五年になつて戸隠神社の石塔を建立し、大正以後、七年がかりで桜一八〇〇本、アカシヤ一〇〇〇本、ポプラ一〇〇〇本を水防と村内の楽しみとして植えました。毎年九月一六日がこの戸隠様の祭日で、堤防は村人の集いの場所ともなりましたが、美和ダムの建設のときにこの堤防が骨材運搬用の道路になり、桜は伐られてしまいました。最近になって、桜堤防を復活しようという動きはあるようです。



写真－ 9 戸隠神社の森

日清戦争の後、一〇年にして日露戦争が始まりますが、明治維新以降の製糸立国・富国強兵政策の陰には、山の木を切り尽くすほど製糸燃料として使い、新たな災害の要因が作り出されていきました。この時期、諏訪地方では、勃興した製糸会社の燃料が間に合わず、樹根さえも掘りとして燃料としたそうです。上伊那にも組合立の製糸が発足して、薪の伐り出しと山の荒廃の状況は、『天竜川流域調査書』には、諏訪地方より少しはましな方だったと書かれています。三尺に伐りだした薪材を谷口を堰止めた沢に流し入れ、水と薪とで一杯になったところで堰を外して人工

的な洪水を起こして薪を押し流すもので、「水鉄砲」と呼ばれるこの装置を、山の濫伐とともに河岸を侵食して荒廃させる原因の一つとして指摘しています。

この運材方法は三峰川筋ばかりでなく、樽木で年貢を納めていた村々では特別なことではなく、普通に行われていた運材方法です。

『天竜川流域調査書』はさらに、災害の要因として焼畑・切り替え畑の害を上げています。三峰川上流の伊那里村（現長谷村伊那里地区）では、ことに切り替え畑や焼畑の面積が広く、「山嶺表皮を剝落して崩壊せしむること甚だし」として、洪水への影響が大きいと指摘しています。

ほかの山間部の村々でも焼畑を見かけるが、こんなにひどい所はないとも報告しています。藩有林の時代から、谷奉行の黒河内家は藩に苗木を支給してくれるように要望書を出していますが、長らくの過剰な伐採の跡地を焼畑にしたものか、痩せてしまった土地に植林をしないで放置するもので、山の剝落がひどいといっています。

調査書には続いて、「…その方法たるや、大山野に放火し、自然消火するままに放任するものなれば、その面積広漠なるものにして、これをなすは、多く春期融雪後、乾燥したる時を待ち、所々至る所に放火するをもって、他地方

の人にしてこの時期に信濃に旅行して、夜中にこれを見ておおいに驚愕するという。かくの如き状況なるをもって、今においてこれが嚴禁の法を立てざれば、水源山地の涸渴は勿論、幹支川とも偉大なる障害を被り非常なる惨状を呈出し、ついに救済すべからざるに至らん」と。

大正八年に歌人の太田瑞穂が高遠の花見に来て、この焼畑の野火を見たのでしょ、

花曇りいささか風のある日なり

昼野火もゆる高遠の山

という歌を詠んでいます。

この焼畑は、明治の初めに筑摩県へ引き渡すための山林取り調べの際には、お立て山の尽き山となったところは原畑・山畑になっているが、村高にも差し障るので元の畑・元の林に直したい（岩崎博秋日記・明治五年）と記録されています。

『奥三峰の歴史と民俗』によれば「自分の山林を焼く場合もあったが、共有林の木を競売で買いつけて、炭を焼いた後をそのまま焼畑にして利用し、二年から五年で山に返す仕組みで、コナラやミズナラ・クスギなどは、放置しておけば元の株からまた芽吹いて、一五年から二〇年で元の林になった」ということです。焼畑をやマバタ、普通畑を

ハタと区別して呼び、ハタには桑を植えて蚕を飼い、ヤマバタには雑穀を栽培して食糧難をしのいだといいますが、終戦後まで焼畑は続けられていたようです。ちなみに、明治七年調べで税地として申告した長谷村の焼畑面積は、九八町九反九畝八歩となっています（『長野県町村誌』による）。

荒れ果てた山河に、明治四〇年、四三年、大正二年、三年と特大の洪水が続きます。明治政府も山の荒廃に手をこまねいていたわけではなく、明治一二年には内務省布達として「山林保護規則」、明治一四年には「植林奨励方法」など次々に施策が出されましたが、監督が行き届かなかったので、事業を継続して行う地域が少なく、上伊那郡では飯島村（現飯島町）と河南村（現高遠町河南地区）のみが保護管理を継続して行ったのみで、その他の地域では、既にはげ山となった箇所への植林は着手すらされていないのは甚だ遺憾とする、と調査書は述べています。むしろ私有林のほうが丁寧に手入れがされていました。

近年、東南アジアで広範囲の焼畑が環境破壊を引き起こしていると問題になりました。一斉に火入れされた焼畑の煙がひどくて、呼吸困難を起こす人が出たり、煙のため飛行機が飛べないことさえありましたが、焼畑耕作の農民の

生活の問題があり、すぐに禁止することは難しいといわれています。恐らくは日本でも、焼畑が災害の原因と分かっているのに、すぐに禁止することはできなかったものでしょう。

大正三年（一九一四）は、日本政府がイギリスの要請に応じて第一次世界大戦に参戦した年ですが、八月には三峰川筋に大洪水がありました。前年の大正二年に設置された西高遠測水所の水位が三メートル六四センチに達する洪水で、旧高遠町では流失家屋一一戸、半壊七戸、弁天川原の製材所に被害が出て、天女橋下流の団子坂下の川原の田んぼ二〇町歩に浸水しました。下流では榛原下に切込み、上新田も大きな被害を受けています。

この被害は、浜松に上陸して新潟に抜けた台風によるもので、台風の移動速度が早く、降雨時間は短かったようです。観測設備の整わない時期の災害で、分からないことが多いのですが、短時間に集中して降り、大洪水を引き起こしたものとして記録されています。

この大正三年の災害は、明治三二年（一八九八）から昭和三〇年（一九五五）までの五七年間における最大出水で、美和ダムの建設計画では、最大規模の対象洪水として設計されました。

その後の大洪水では、昭和一三年七月の洪水で、西高遠の測水所で二メートル四二センチを記録しましたが、三峰川が天竜川を突っ切るようにして天竜川右岸の西春近村（現伊那市西春近）上島地区の大川除を流失させ、沢渡にあった天竜川の量水標が流失して欠測となり、三峰川橋や殿島橋が落橋するという大洪水になりました（写真10、11）。三峰川合流直下の典型的な災害です。

設計基準に上げられた五七年間の一〇洪水の高遠量水標での洪水順位を表にしてみました。三峰川合流以後の天竜川本川の沢渡・大久保量水標の洪水の順位とは重なって来ません。降雨量の地域差ももちろん大きいのですが、三峰川扇状地で破堤して氾濫することで、下流への影響を少なくしている可能性があります（表―1 美和ダム完成以前の三峰川洪水水位表参照）。

天竜川の右岸、中央アルプスからの支川は、いずれも流路が短く比高の高い急流河川で、流域面積そのものは大きくはありませんが、上流の木曽山脈は多雨域に属し、平均勾配1／15の河床を流れ下る水は、時として大きな破壊力を持ちます。三峰川と小黒川の合流点は、現在では少しずれています。川除の組み方で流れの方向を変え、三峰川と小黒川の二つの大きな破壊力をぶち当てて力を殺ぐとい



写真－10 昭和13年の洪水で流された殿島橋（野溝定芳氏提供）



写真－11 昭和13年の洪水で流された三峰川橋

う方法がしばしば取られました。うまく行けばいいのですが、天竜川を堰き上げたり、三峰川の土砂の堆積を引き起こします。どちらかの岸に被害が及ぶこともあります。昭和一三年の災害では、三峰川の押し出しの方が強かったものと思われます。

さて、明治八年に上殿島と上・下新田とで交わされた境界の示談確定書では、「上流では従来通り五〇間となつて

いるが、ここはもとと下新田の耕地なので、川幅を狭めて三〇間として、残る二〇間を開墾する」となっています。「小出耕地天ヶ洞一つ岩から東へ向かい、桜井耕地白ナギを見通した線」を両村の境界線として、これから一五間ずつ退いて堤防を立てることになりましたが、この三〇間幅にするという強硬な主張は、唐突に出てきたようにみえて、実は三〇間の川幅が元禄の検地のときの川幅だったのではないかと思いに到ります。文化六年の岩崎宅右衛門（高遠藩士）の覚書にも芦沢の除けの押し出しで川幅三〇間と記録されていますが、その後の洪水で川幅が広げられ、さらに明治期の大水害が続いた三峰川は、江戸時代後期に決められた五〇間でも納まらず、明治二年（一八八九）の三峰川川幅についての右岸青島・下川手・上川手と、左岸貝沼・桜井との間に交わされた「約定書」（下川手区控文書）には、「川幅七〇間以上確保するならば堤防を築くことに一切故障をいわない」と明記されていますので、二つの協約が交わされた明治八年から明治二三年の、わずか一四年の間に、江戸時代の終わり頃より又さらに川幅を広げざるをえない状況が

表－１ 美和ダム完成以前の三峰川洪水水位表

観測所 年月日	順位	高遠水位	平出水位	西町水位	沢渡水位
明治43年 8 月10日	④	2.42m	⑨ 1.09m	m	⑫ 1.52m
大正 3 年 8 月29日	①	3.64	0.45		③ 2.36
大正12年 7 月18日	③	2.66	⑤ 1.27		
昭和 7 年 7 月 8 日	⑦	1.94	⑧ 1.15		⑪ 1.52
昭和 9 年 6 月21日	⑤	2.18			1.39
昭和13年 7 月 5 日	④	2.42	⑦ 1.18		2.27
昭和15年 6 月17日	⑧	1.88	0.7		⑨ 1.70
昭和21年 4 月25日	⑥	1.97	① 1.91	④ 1.86	⑤ 2.18
昭和23年 6 月20日	②	3.03	⑥ 1.21	① 2.98	④ 2.27
昭和25年 6 月11日	⑩	1.79	③ 1.60	③ 2.35	① 2.67
昭和28年 7 月20日	⑨	1.80	④ 1.30	⑨ 1.10	⑥ 2.12

「天竜川洪水水流量の検討」 S. 30. 6 から作成

注： S 13. 7. 5 の沢渡水位は欠測

あったものと推測できます。それは明治一〇年代の洪水がどんなに激しいものであったかを物語っているようです。

さらにいい添えるならば、三峰川と天竜川が合流したすぐ下流にある殿島橋は、戦国時代に、武田勝頼が長篠の合戦に出陣するための軍用道路として船橋を作らせた場所で、古くから天竜川の渡河地点として知られています。故細田義一氏の研究によれば、度々流失した殿島橋は架替のたびに延長が伸び、明治三八年（一九〇五）に完成した橋の長さは一二〇間で、その延長は元禄六年（一六九三）の五倍余、明治五年（一八七二）の二倍余にもなっているということ、この間の二〇〇年あまりの間に、川幅が激しく拡大した様子が見てとれます。

昭和八年（一九三三）になって、三峰川左右岸の耕地組合は、高遠出身の内務省高官であった伊澤多喜男^{たきお}を頼みにして、内務省に治水堤防の造成を陳情して聞き届けられ、工事に着手しました。左岸の桜井・貝沼では三峰川沿岸の耕地整理を始め、堤防工事と合せて行うに当たって改めて境界線が問題になり、明治二二年の証書によったところ、桜井・貝沼に渡された約定書には、川幅一一〇間となっており、下川手の控文書の七〇間と、本証書の間になぜ差があったのか分らないと、青島側は法線を左岸へ寄せるよ

うに強硬に主張しましたが、結局、本証書によって法線が再確認されて、現在の堤防の線ができました。

下流では、明治八年（一八七五）の下新田と殿島との示談書が有効であり、上流の青島と下流の下新田との間の調整が付かず、右岸側耕地の足並みが揃わなかったため、美篤側は一步譲って引堤をして現在にいたっています。ですから現在でも、三峰川の河川敷の中には民有地が存在しています。

八 三峰川総合開発

昭和一三年の大洪水後も災害が続いたので、天竜川は昭和一八年に内務省直轄改修の本省原案ができ、昭和二〇年一〇月の台風災害によって修正が加えられました。しかし終戦直後の混乱期で系統だった観測資料はなく、流域全体の河川計画をたてられる段階ではありませんでした。

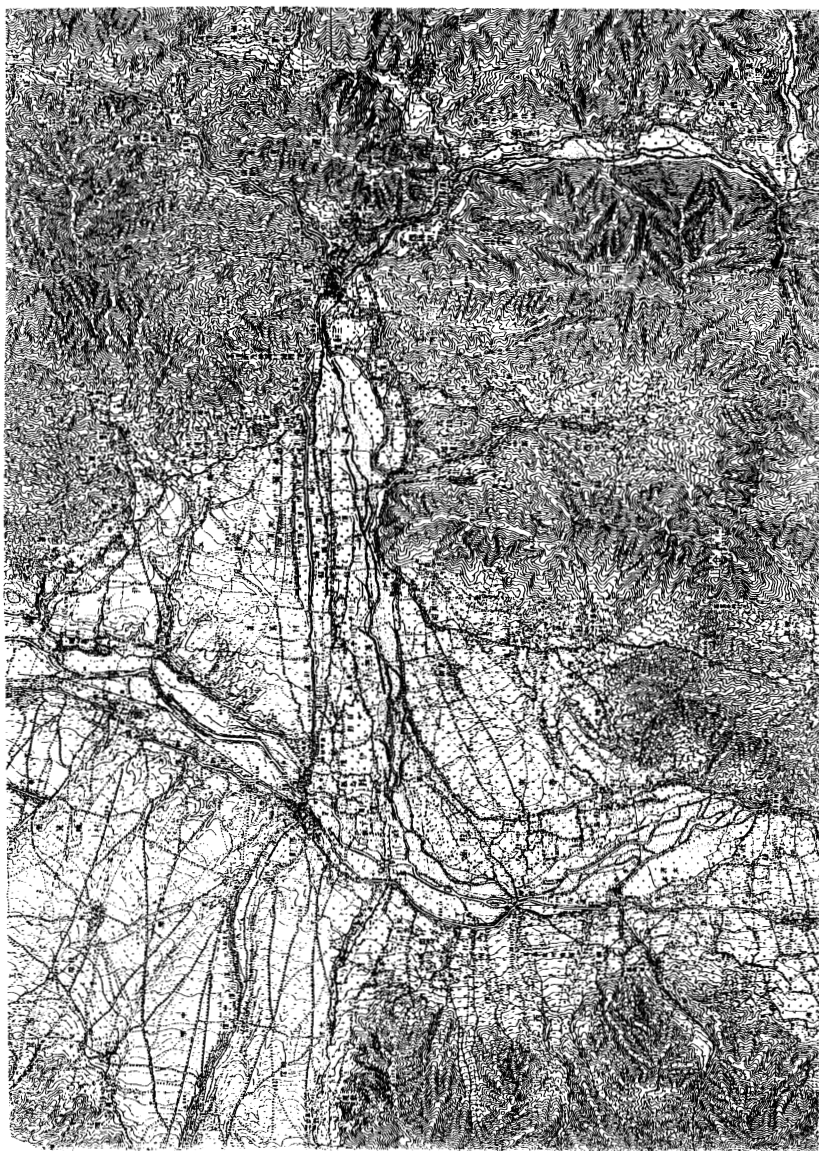
終戦後の昭和二〇年、二十一年、二十三年は大きな洪水が連続して三峰川沿岸を襲い、戦争で働き手を失って生産力の落ちた農地の荒廃は、ただでさえ悪かった戦後の食糧事情をさらに悪化させ、人々を困惑させました。

昭和二四年には、アメリカの女性の名前をつけた大型の

キティ台風が続いて二つの台風が猛威をふるい、長野県全体の被害額が、当時の全国の災害復旧費にも匹敵していたため、災害の後追い対策に終始していた治山治水を抜本的に見直そうということになりました。この時に指標となったのがアメリカのT・V・A計画でした。林虎雄知事はテネシー川流域を視察し、長野県の治山治水と電源開発とを合わせて行う総合開発に方向を決めました。

アメリカでは、一九二九年の世界大恐慌の後、公共の土木事業を興すことで景気回復と雇用の場を創出しようとして、大型のダム建設を始めましたが、一九三三年からテネシー川流域でダム建設をした、テネシー川流域開発公社（T・V・A）、西部における畑地灌漑のためのダム開発の開墾局、洪水制御の立場から陸軍工兵隊、など連邦政府機関によるダム建設は、一九五〇年代から六〇年代にかけて最盛期を迎えていました。それを見習って、日本でもダムによる洪水制御・灌漑・発電などの「総合開発」方式がよいのではないかとされ、「TV A方式」という言葉が盛んに飛び交い、議論されました。

昭和二四年の年末には、県庁内に知事直属の総合開発局が設置され、つづいて「長野県河川総合開発審議会」が発足し、審議会の下部組織として千曲川・天竜川・木曽川・



図－6 三峰川沿川の経年比較地図① 明治44年



図－6 三峰川沿川の経年比較地図② 昭和41年



図-6 三峰川沿川の経年比較地図③ 平成元年

犀川・姫川の各水系別に部会が設置されることになりました。その後、昭和二五年に「国土総合開発法」が国会で制定され、翌年九月には天竜川水系が特定地域の指定を受けることになり、三峰川総合開発は一步踏み出すことになりました。

総合開発の目的は、

第一に三峰川にダムを構築して約四〇〇〇万トンの水を貯留し、最大洪水量一二〇〇トンを三〇〇〇トンに調節すること、天竜川水系の治水に役立てる。

第二に三峰川沿岸の土地改良を行い、米穀換算にして六六〇〇石の増産を期する。

第三にダムを利用して二か所の発電所を新設して、年間約一億八〇〇〇万ワットの発電を行う。

というものです。

ダム建設が、実際に地元住民に与える影響というもののどのようなものになるのか、当時は誰も明確には分かっていませんでした。いろいろ取り沙汰された中でもっとも有力といわれたダム地点は河南村勝間かつま（現高遠町河南）地籍で、勝間集落全体が湖底に沈むのではないか、さらに湛水域は山室川下流から美和村（現長谷村）非持ひじ・黒河内までも及ぶのではないかという心配が吹き出て、美和村を中心

に「高遠ダム反対連盟」が結成されました。反対運動は日に日に盛り上がり、「反対ビラで電柱が太った」といわれる程、次第に激烈になっていきました。日ごろ穏やかな村人も鉢巻をしめ、その様子は、文政五年のわらじ騒動や、明治二年の入野谷騒動にも例えられる程になりました。

美和村・伊那里村（共に現長谷村）は江戸時代から山林で生活を立ててきた村柄なので、耕作面積だけで見ると一軒当たりが三反歩に充たない村ですが、村有林二〇〇町歩、個人持ちの山が四〇〇町歩程あり、上伊那の中では裕福な村に属していました。現在でこそ山林の経済的な価値はほとんど評価されていませんが、この当時「山の木の三本も売れば、娘の嫁入り支度が十分できた」という古老もあります。

その当時の川下の村々では、一軒平均で七〇八反歩近くの水田と四反歩程の原畑を持って蚕で現金収入を得ていて、それだけあれば、七〇八人の一家族が十分に暮せたそうです。しかし、三峰川からの取水が安定せず、ひとたび洪水や渇水になれば不作となり、生活の基盤がゆらいできます。蚕の出来不出来、価格の上下もあり、生活の不安定という面から見れば、やはり農民の生活は厳しかったのです。

山からの収入を度外視して、農地だけの面積補償になったら、入野谷の農民は生活ができません。入野谷では、ダムの補償対象となった平地の水田や畑の面積は少ないのですが、春の山菜に始まって秋の栗や茸、川漁や山の猟、炭焼など、山の生活は自給自足的な面があり、里の生活に比べてかなりつましくもあり、また一面では豊かでありました。当時の農村経営は、肥料の供給地としての山林がなくては成り立ちませんでした。しかし山林はダムに沈むわけではありませんから補償対象からは外されます。この自然の豊かな父祖の地を離れるということは、農民たちの生活にとって死活問題です。山の生活のかけがえのないところを金銭には替えられないというのが、交渉の席には着きたくない、補償の話は聞きたくもない大きな理由であったようです。

三峰川の総合開発は、長野県が最初に取組んだ大型事業であり、戦後間もないこともあって、補償に関する方式が確定されておらず、絶対反対から条件闘争に入った村民に對しても、なかなか明確な数値による答えは返ってきませんでした。昭和二八年八月の県議会でも補償のことが議題に上り、知事は「佐久間ダムと同等かそれ以上」の補償をしたいと答弁していますが、具体的には何も明らかにされ

ないままでした。総合開発局こそ発足していましたが、その権限についての行政的な改革が行われないうちの急転回の発足であったからです。

地元には、ずっとあいまいにされていた堰堤の地点は、この頃には南非持に作られると一旦は発表されましたが、その後のボーリング調査から、ダムサイトに中央構造線の断層が発見され、急きょ中非持に地点変更になりました。建設の手順は建設省直轄で着々と進められました。措置が遅れているので一向に具体的な補償内容が示されず、その上ダムサイトの変更で補償対象が広がったので、地元の不安と動揺は深刻なものとなり、現地の立ち入り調査を承認できないと大きな反発を呼びました。

建設省の側では、事業の経済効果から考えて、厳密な検討から投資限度額は一応二七億五〇〇〇万円ということになっており、補償交渉が一日遅れば、それが工事費にはね返って採算割れになってしまうのではないかと、なかなか一筋縄では行かない補償交渉に、非常な苦悩の日々があったようです。この当時の公共事業は資金が乏しかった分、経済効果と投資額との関係を十分に審議してなかったもので、バブル崩壊後の公共投資が見習わなくてはならない面も多いように思います。

一方、下流の伊那町・美簗村・東春近村では、それぞれに総合開発協力委員会を設けましたが、昭和二十九年の町村合併に伴って、伊那市総合開発対策委員会を設け、県と折衝することになりました。「天竜川水系三峰川・藤沢川筋発電水利使用許可申請」についての県知事の諮問に答えて、美簗村は次のように答申しました。（要約）

- ① 既開発水田の灌漑施設と水量の確保、灌漑取水は発電取水に優先すること。
- ② 灌漑以外の日常雑用水を欠くことのないように。
- ③ 右岸幹川用水路は、六道原まで開田・畑地灌漑できるように。標高の高い地点へ導水し、水量を確保する。
- ④ 右の施設は春近発電所通水以前に建設し、灌漑用水の確保可能と分かるまでは発電所に通水してはならない。
- ⑤ 実施設計のときは、地元と協議の上行うこと。
- ⑥ 県が発電水利権を得た後、万一他に譲渡する場合、既得水利権を有する地元民と協議するよう責任を負うこと。
- ⑦ 減水深調査による基本的用水量は、実際の運用とは異なると思うので、水量不足の場合は、不足にならない用水量調節をすること。

⑧ 用水取入れに関する管理権は県と地元との共同管理にすること。

⑨ 一貫水路の末流まで水が行き渡るよう、分水施設をすること。

⑩ 三峰川本流の減水に伴って井戸水が涸れたときは、県は必要に応ずる処置をすること。

⑪ 三峰川の河床低下によって堤防に危険を来すような場合は、県は速やかに補修工事をしなければならぬ。

⑫ 本村は土地改良の事業が進められているので、これと即応するように急速に水路計画をたてるよう協議をしなければならぬ。

⑬ 漁業権の関係においては、魚道施設をつくること、魚族繁殖補償問題などは、漁業組合との協議が調わなければならない。

⑭ 付帯条件
イ、物資輸送が頻繁になるので伊那―高遠線を直ちに舗装せられたい。

ロ、堤防上を輸送路とする計画を立てられたい。
ハ、六道原を開拓する場合は、薪炭林補足の面を考慮せられたい。

これは伊那市に合併する前に美簗村から出された答申ですが、これを見ても、ダム建設によってその置かれた立場の明暗が明らかです。

下流側の問題は、慣行水利権と飲み水さえ確保すれば、地域の現状は維持できます。事業協力によって利益にあずかるとすれば、現状に上乘せした将来計画を立てられます。いまの時点に立ってみれば、大きな堤防ができて洪水の災難から逃れられ、取水権を優先確保し、災害に荒らされた土地は基盤整備して新規開田が行われ、用水路も整備され、農村の風景は様変わりしました。答申の⑬の魚道を除いては、ほとんど要求するところが容れられています。現在の伊那市を中心とする地域の安全度も繁栄も、ダム建設の恩恵なしには考えられないことです。

一方で、ダム絶対反対を表明していた美和村では、いつの間にか中心的な家々が補償係に集中的に攻められ、条件闘争に転じていきました。封建的色彩の濃く残っていた山里では、中心的な家に抜けられては、反対運動も尻つぼみになっていきました。

村自体としての公共補償は、黒河内一貫水路の一一キロと林道や牧場の整備程度で、移転などで村人の少なくなつた村の将来像を描けるような内容ではありませんでした。

村の理事者としては、村内の強硬な反対運動の中にあつて「御上の威光」との板挟みで非常な苦慮があつたと聞いていますが、現時点で見れば、総合開発推進のために村が払った犠牲は大きかったといわざるをえません。

もちろん、その後の燃料革命によって薪炭の需要はほとんどなくなり、国内産の木材の需要も厳しい時代になってくると、山林経営に依つた山間の集落が消えるのは時間の問題だったという人もあるかもしれません。しかし、愛知県で出会つた美和村からの移住者の「俺は故郷を売り渡してしまつた」という、絞り出すような言葉を忘れることができません。相互扶助で互いに助け合つて暮らしていた村から離れて農業をし、「よそ者」として暮さなければならなかった人の悲しみは、金銭で換算できないものだったのではないかと思ひます。恩恵を受けた下流部は、水源を守る村に何らかの援助をしなければならないのではないかと思ひえるのです。

ダムの準備工事は昭和二七年度から行われ、三一年四月には基礎掘削が完了して起工式が行われ、七月には基礎式が行われました。本体工事が完了して湛水を開始したのは、三三年も押し詰まつた二月二五日のことでした。付帯工事など一切を終えて、三三年一月一日に建設省と

長野県の共催で竣工式が執り行われました。

美和ダム完成直後の昭和三四年八月一日に七号台風が通過し、短時間に降った強雨のため、美和村の戸台分校が流失し、流失家屋は三九戸もありました。ダムの計画最大放流量は $3\text{〇〇}\text{m}^3/\text{s}$ でしたが、 $419\text{m}^3/\text{s}$ という、計画放流量をはるかに上回る量の放水で、下流にも被害がありました。下流の人たちは、この時ダムの恩恵をしみじみ感じたといいます。

二年後の昭和三六年六月（二四〜二八日）には、三峰川の流域一帯が梅雨前線の豪雨域に入り、三峰川流域のみならず、諏訪から伊那谷全体が大水害となりました。三峰川流域では山地の崩壊が二四九か所にも上り、このため、流域の地質などから考えても一〇〇年は大丈夫と計算されたダムの堆砂が、昭和三四年・三六年の二度の洪水で、半分近くまで埋まってしまうという状態となりました。

また、ダム管理技術が確立されていない時期のことで、のちにダムの放水が問題になりましたが、最大で $740\text{〇}\text{m}^3/\text{s}$ （二八日五時）となり、美和ダム直下にある県営美和発電所は、放水口直下のエプロンで跳ね返る濁流をかぶって流失さえ危ぶまれる状態となったので、職員に避難命令が出されました。

この想像を絶する流量で、三峰川下流では美簗の中県堤防が決壊し、土地改良をしたばかりの水田に浸水しましたが、三ヶ堤防で下流への浸水はくいとめられました。過去の洪水の経験から、牛を段丘上の六道原へ避難させたりする場面もあったそうですが、それ以上

に大きな川欠けは起こりませんでした。

三六災害の後では、昭和四五年、昭和五七年、昭和五八年、最近では平成一一年六月三〇日などが大きい洪水でした。ダムによって土砂が堰き止められるようになったので、下流では、河床の低下が目立つようになり、堤防の根固め、根継が必要になりました。

四五年の災害の様子を『みすず』の中で「三峰川の川荒れ」の筆者は、

「総合開発によっての治水ダム（美和ダム・高遠ダム）



写真-12 美和ダムの放水（『濁流のあと』より）

など、到底調節する範囲ではない両ダムをオーバーする水は一〇〇メートル近い川幅に広がって氾濫し、物凄い水量である。エンコ岩に突き当たった水は中県堤防へ突き当たり、さらに桜井堤防へ突き当たり、古い堤防を決壊し、約三〇〇メートル近く浸水するに至る。手良・美篤・東春近の消防団員も出動し、牛杣を組んで防水した。桜井・貝沼の三峰川沿川の水田および春近下段地区へ通ずる一貫水路を破壊するなどの被害があった。思うに、総合開発によって三峰川の川荒れは安全かと思われたが、決してそんなものではない。一旦洪水ともなれば、ダムをオーバーする水は以前の洪水と違うものではない。長い間の積み重ねによって堤防が完備しているからこそ被害はなかったが、脆弱のところへ突き付ければ、洪水の被害はないと保証できるか否かということを考えさせられる。さらに翌一七日、河原へ行ってみれば、川幅一杯に水は氾濫している。昔の青島井の取り入れ口へ水が押し寄せ本流が流れていたが、川底は低下し、もし昔ながらの取り入れ口だったとしたら、どうやって井揚げをするかという疑問と恐ろしさを感じしめた。」と述べています。

実際に自身で水防も経験し、井揚げの責任者でもあったことのある人でなければ書けない文章だと思います。

川の氾濫の恐ろしさは変わらない。しかし、ダムで土砂が堰き止められたことで河床が下がり、過去の経験だけでは、どうしていいか分からない川の姿が出ているのかもしれない。

平成一年六月三〇日の洪水は、五八災よりは規模が小さく、三六災を上回る水量で、ハイドログラフ（流出曲線）のピークは三六災害のものと非常に似た経過でしたが、災害というほどのものではありませんでした。

様々の経験を経てダムの管理技術も上がり、護岸も強固になっていきます。その効果は十分あったと思います。しかし、ダムが出来て灌漑用水の計画配分が始まってから、農民が川の顔色を窺わなくなっているのではないのでしょうか。何にしても、河川管理者の管理責任ばかりでなく、地元住民が過去のように川に親しみ、常に川を見守っていないければ、その川の変化が実感できません。ダムができようと、やはり大自然は人間の意表をついて忘れた頃に災害をもたらします。そして人間の力の及ばない大災害というものには必ずいつかはあるので、災害に対応した先人の経験からの知恵を語りつぐことや、いざという時の訓練がなくてはならないと思います。

地域が都市化したり、高齢化したりすれば、「鈎役^{かぎ}」の

過去の出水との比較（宮ヶ瀬地点）

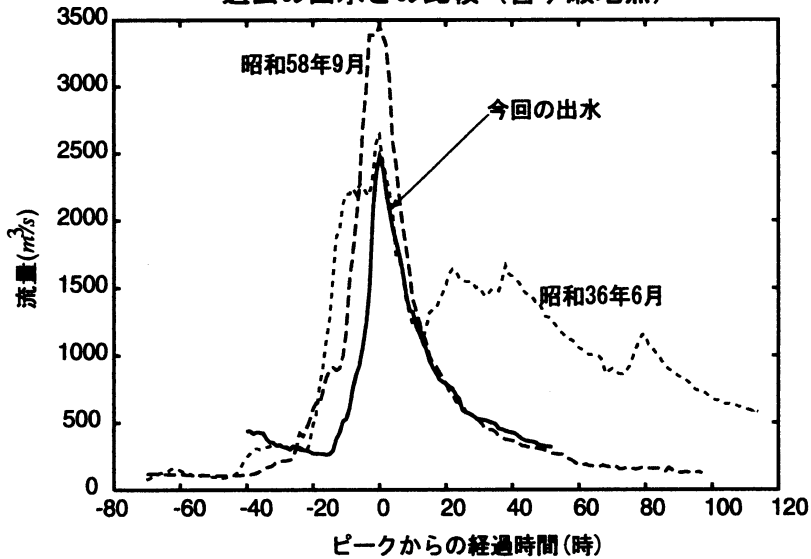


図-7 平成11年 6月洪水ハイドログラフ

ような一戸当たり一人という出勤は困難になりますが、緊急の場合に我が身を守るのは、この自助努力という「知恵」にはかならないと思います。新潟大学の大熊孝先生（河川工学・環境計画学）は、「災害の文化」と名付けて経験を語り伝えることを提唱しています。

一口メモ

〔鉤 役〕

『広辞苑』を引いても出てきません。『日本史用語辞典』ではじめてわかりました。

「世帯割の課役。中世では、棟別に課役を徴収することが多かったが、百姓が税負担から逃れようとして長屋を作り、一棟に数世帯が住むようになったため、世帯ごとに鉤（いろりの鉤）・かまど役を課するようになった」

中世からの用語ですが、伊那谷でも農村部には、いまだにこの言葉は生き続けています。一戸から必ず一人は出なければならぬ労役の形で、そうやって地域を守ってきたのです。

九 川の話題あれこれ

① 鉄線蛇籠

——伊那市美簗区青島 北原繁雄氏のこと——

洪水常襲地帯であった美簗村青島に、明治二十三年八月、北原喜太郎の長男として生まれました。祖父平八郎が二番井開削のために家産を失ったので、小学校卒業の年から堤防工事の土方仕事をし、家計を助けました。このことから護岸工事のノウハウを身に着けた繁雄氏は、明治四五年頃から針金の蛇籠作りを覚えましたが、大正三年に伸縮式鉄線蛇籠を考案し、のち昭和六年に実用新案特許を申請して特許権が認められました。

青島の桜並木が美和ダムの工事のときに、堤防上を工事用道路を通すために伐採されてしまったことを惜しんでいたそうです。（資料提供：青島 北村誠氏）

② 母の森

——上伊那の伊澤学校林の話——

上伊那東部の小学校には、かつて「母の森」と名付けられた学校林がありました。この学校林を寄付した伊澤多喜

男は（一八六九～一九四九）、帝国大学卒業後、警視総監・東京市長・和歌山県・愛媛県・新潟県などの知事を歴任した内務官僚で、治山治水に重きを置いて行政をしたと伝えられています。晩年には、貴族院議員、枢密顧問官を務めました。高遠出身の有名な伊澤三兄弟（修二・信三郎・多喜男）の末弟で、劇作家飯沢匡氏（ブー・フー・ウーなど）の実父として知られる人です（写真13）。

和歌山県知事時代、母親の二三回忌の法要に当てる費用を節約して、郷里高遠に学校林を寄付し、これを「母の森」と名付けました。また、古希の祝いに受けた祝い金に私財を加えて、上伊那一町六か村へ約七一町歩の学校林、上伊那農学校・伊那高等女学校・伊那中学校に約三〇町歩



写真-13 伊澤多喜男の肖像
（写真集『高遠のあゆみ』より）

の学校林を寄付しました。

子供たちは小学校に入学すると、この学校林の意義を聞かされて育ち、毎年何回か植樹や下草刈りのために山にきました。毎年冬のストーブの薪はこの山から伐り出し、余分のものは売って、学校の費用に充てていたようです。

「山を治めて水を治める」ということを子供のうちから教育しようとしたこの森は、現在では、町村合併の際に財産区の管理に移り、その心はもちろん、存在すら忘れられようとしています。現在の教育事情では、この森を復活することは無理なのでしょうか。「母の森」は、ビオトープとして、実践的環境教育の場としても重要ではないかと思うのですが。

③ 越逢橋おちあひの由来

昔、天竜川と三峰川の合流する少し北のところに落合橋という橋がありました。この場所には西春近や宮田などから高遠の城下町まで行く近道があり、下新田から上新田へ抜ける間道が走っていました。

この落合という地名は、伊那の二つの小学校の校歌にも詠まれていて人々に親しまれていましたが、新しく市庁舎ができて旧市街から渡る橋が架けられたとき、地元からは

「落合橋」の名前を残してほしいという陳情もありましたが、「落ちる」とは縁起が悪いという声に押されて、「平成大橋」と名付けられて、落合橋の名は失われたかに見えませんでした。

後に、天竜川の中洲に公園が設けられたとき、そこに架けられた小さな橋に「落」という字を避けて「越逢橋」と命名され、そのゆかりが残されました。万葉学者の伊藤博氏（旧伊那中学校出身、筑波大学名誉教授）は、「両岸から川を越えて逢う橋」という意味でつけたと、命名の由来を語っています。

当時の唐澤茂人市長が、地元の「古くからの地名を大切にしたい」という意思を尊重して残された橋の名前です。

④ 三峰川さんほうの鵜飼うかいいと投網なうの話

——北原道男著『信州高遠藩史の研究』より——

元禄七年の記録には狐島・下新田・田原・下殿島・山寺・高見にそれぞれ一人ずつ、中沢二人、入野谷七人と領内に一五人の鵜匠うかいがいて、鵜飼いの範囲も決まっていました。その後長い間には人数の移動もありましたが、鮎あゆの遡上の邪魔にならないようにと鵜匠の数を制限していたようです。

宝曆一〇年（一七六〇）、三代藩主内藤頼由は、重役を従えて城下殿坂の川原に山寺の鵜匠、三郎衛と新右衛門の二人を呼んで、鵜飼をご覧になったという記録があります。このお殿様は川殺生が好きで、在城のときは時々、子供を連れて川干しや網打ちに出ています。

赤魚（ウグイ）は網打ちの鑑札がなくては魚ができませんでしたが、その捕獲場所も自由ではなく、天竜川では上牧村の川筋、三峰川では城の下の姥が懷という洲の辺りで、許可される場所が大体決められていたということです。

同じ年の五月一日に、郡代坂本運四郎（天山の父）が網打ち二人をつれて城の下の洲にいったところ、赤魚が大部分寄っているのが見えたので網を打たせたところ、四八匹の赤魚が取れ、翌日には六四匹、五日には六六匹の魚がかかったと「分一方帳」に記録されています。

この五月の頃というのは赤魚の産卵期で、その名のよう

に鮮やかな赤い婚姻色が出て、盛んに群れて遡上します。しかし、捕獲場所を限定し、禁漁区を設けることで、資源の保護をしたものでしょう。

投網に関しては、運上という税金を納めなくてはなりません。天竜川は銭三〇〇文、三峰川・藤沢川・山室

川では銭二〇〇文でした。魚釣りは、家業として釣りをする場合には、運上を納めなくてはなりませんでしたが、子供の釣りや、大人でも遊びに釣るものに関しては運上はありませんでした。

⑤ 三峰川通船と大島前橋

——池上正直氏の解説による——

『伊那路』平成一一年一月号【古文書の窓】より抜粋
上大島区が所蔵する天保八年（一八三七）の古文書によれば、当時の大島前橋は丸太の一本橋で、上大島・下大島・上川手・下川手・青島の五か村が共同で管理し、架け替えのときは廻り番で架けていました。

ところが、天保六年から高遠町藤沢の萩尾山や芝平山^{しびら}などで焼いた石灰を産物会所が売り出すことになり、高遠の弁財天河原から舟で沢渡まで積み出すためには、低い大島橋が舟運の邪魔になりました。差し支えない高さにするためには、水面から六尺以上なければならないことになり、橋架けは大掛かりで費用も沢山かかります。廻り番だった労役もその都度五か村全部で二五〇人ほど出さなくてはならないことになります。また、刈敷山の口が開く時節には、夜中に女子供ばかりで「まねぐり」に通るので、一本

橋では危険もあり、この際二本橋にしたいが、材料費が沢山かかるので、助成を願いたいと書かれています。

三峰川にも舟運があり、川向うに五か村の入り会山があったことが分かる貴重な資料です。

おわりに

三峰川の災害と治水の歴史を記録することになり、当初は「三峰川みらい会議」の活動に合わせて高遠ダムの下流から天竜川合流までの範囲でと考えていましたが、やはり氾濫史をひもといてみると、流域全体で見ないと見えてこないものが多く、結局上流も含めた全流域になりました。氾濫の歴史や境界争いは高遠から下流に限定しましたが、その原因となる上流の土砂の供給について、森林濫伐との関係で少し書いてみました。

近世高遠藩の動向については、長谷川正次氏の『高遠藩の基礎的研究』に負うところが大きく、年表や役職表も付いており、村方文書と読み合わせる上で非常に役立ち、ありがたく思いました。

村落の記録については、下新田区の役員の方々、青島の北村誠氏、中殿島の野溝定芳氏、高遠町の岩崎善信氏などのご好意で、生の記録を集めることができました。紙上をお借りしてお礼申し上げます。

治水と利水はワンセットで考えなければなりませんが、開発された年代の考証やその政治的背景になると、とても許された紙数の範囲では収まらず、利水の分を割愛せざるをえませんでした。興味のある方は、『春富士土地改良区誌』や、各町村誌などに当たって頂きたいと思います。

西高遠は高台に町があるので、川沿いを除いては洪水の被害はないところでした。侍屋敷のあった東高遠はそれよりもまだ高い台地の上にあって、洪水の恐ろしさには直接あっていません。高遠藩の治水政策が生ぬるかったのは、綱紀が緩んでいたことや藩役人たちが水害の危険のない安全な場所にいたからではないかと思っています。

私は高遠町に生まれ、三峰川は母なる故郷の象徴であります。戦死した従兄が最後に高遠を訪れたときに、三峰川の流れて小石を投げて波きりを教えてくれました。波きりができるほどに豊かな流れがありました。泳いでいる最中に川下げの材木が流れてきて、弁天川原の製材所から人が出てきて引上げたことも覚えています。木材を引上げる場

所は大きな洲になっており、材木を引上げる足場の台はドバと呼ばれ、そのまま子供達の飛び込み台になっていました。川漁で生計を立てていた人も少数ながらもいました。川が、いろんな意味で生活に密着していました。

一九九八年一月に、三峰川みらい会議の現地調査に同行して三〇年ぶりに弁財天橋にたつて、あまりによそよそしい三峰川の変貌ぶりに言葉ありませんでした。時とともに川の景観は変わるものと書きましたが、現在の高遠ダムの下の三峰川の姿は、感傷のみでなく、受け入れ難いものがありました。高遠は観光でたっている町なので、生物環境からばかりでなく、景観の上からも高遠ダムから放水して維持流量を確保することが大切なポイントではないかと思っています。

現在の三峰川には藤沢川と新山川からある程度の水が放流されていますが、ダム直下には洪水時以外は流水がなく、排水路のような状態になっています。「天竜ざしの魚が上るような三峰川」にするためには、発電取水・農業用水の見直しなど、少しずつ譲り合うことが将来は必要になるかと思っています。いずれの既得権も、そのときの歴史的な時勢に応じて取得されてきたものですから。

水の問題は、古くから「水を治めるものは天下を制す」

といわれて、政治が深く関わる場所でもあります。「水掛け論」「我田引水」など、民衆の水に対する欲求は強く、生活に深く関わり、川に水を取り戻すことは容易ではないだろうと思います。

しかし、次世代にどのような三峰川を手渡したいのか、住民が具体的な意思表示をできる時代になって来ているのではないだろうか。

参考文献

- *『上伊那郡史』上伊那郡教育会（大正一〇年）
- *『三峰川総合開発史』（未定稿）長野県企業局電気部（昭和三三年）
- *『入野谷八百年』黒河内容一著（甲陽書房・昭和四五年）
- *『みすず 現代編』（美篤村誌編纂委員会・一九七二年）
- *『東春近村誌』（東春近村誌刊行委員会・昭和四七年）
- *『ええじゃないか』高木俊輔著（教育社・一九七九年）
- *『長野県史近世資料編第四卷（一）』（長野県史刊行会・昭和五二年）
- *『高遠町誌』上巻（高遠町誌刊行会・昭和五八年）
- *『伊那市史歴史編』（伊那市史刊行会・昭和五九年）

*『信州高遠藩史の研究』北原通男著（北原通男著書刊行会・昭和五九年）

*『高遠藩の基礎的研究』長谷川正次著（国書刊行会・昭和六〇年）

*『阪本天山の生涯』岡部善次郎著（高遠町・一九九五年）

*『伊那市の小字名』（伊那市教育委員会・平成三年）

*『春富土地改良区誌』（春富土地改良区・平成六年）

*『長谷村誌歴史編』（長谷村誌刊行委員会・平成九年）

*『下新田区所蔵文書』（伊那市下新田区）

*細田義一氏収集資料（伊那市東春近上殿島 細田明氏所蔵）

*野溝定芳氏所蔵写真（伊那市東春近中殿島）

*長野県に於ける耕地割替制度 奥田 政（『信濃』第三卷第六〇九号）

*地域文化 大地をうるおす「千曲川」（八十二文化財団・一九九九年）

*語りつぐ天竜川シリーズより

『川筋の変遷』唐沢和雄著

『資料が語る 天竜川大久保番所』松村義也著

『伊東伝兵衛と伝兵衛五井』北原優美編

*『天竜川洪水流量の検討』（試案）（天竜川上流工事事務

所・昭和三〇年）

*『天竜川流域調査書』内務省第四土木監督署（天竜川上流工事事務所・昭和六三年復刻）

*『静岡県異常気象災害誌』静岡地方気象台・静岡県産業気象協会編（昭和五五年）

*『川を考える』―ダムの排砂に関する考察―大熊孝（雨水技術資料）

*『アメリカにおけるダム建設の歴史』鷲見一夫『アメリカはなぜダム開発をやめたのか』（築地書館・一九九七年）

*『美和ダム建設当初の村人の動き』―中山善三郎日記を中心として―宮下慶正著（双葉印刷有限公司）

*『覚書』「国役普請出来形帳」外（高遠図書館所蔵・岩崎家文書）

*中殿島（下島家文書・伊那市教育委員会所蔵）

*『上殿島史料集』（上殿島史料集発行委員会・平成一一年一二月）

西 暦	年 号	事 項
1947	昭和22年	カスリン台風。
1948	〃 23年	アイオン台風。天竜川改良工事着手。
1949	〃 24年	美和ダム総合開発局設置。
1950	〃 25年	6月ジェーン台風。桜井堤防・六軒屋堤防・榛原堤防欠壊。新田堤防欠壊。
1951	〃 26年	10月ルース台風。
1953	〃 28年	7月大洪水。
1955	〃 30年	4月美和ダム着工。
1958	〃 33年	12月、美和ダム竣工
1959	〃 34年	8月14日、7号台風による大洪水。ダムの上流で戸台分校流失、家屋流失39戸などの被害があったが、下流部では被害がなかった。
1961	〃 36年	6月梅雨前線豪雨（36災害）。六軒屋堤防欠壊。南割・中県堤防欠壊。
1970	〃 45年	6月16日大洪水。
1983	〃 58年	9月28日大洪水。36災を上回る出水であったが、被害は少なかった。
1999	平成11年	6月30日洪水。36災と同程度の出水であったが、天竜川上流工事事務所管内で38haの農地に浸水したのみですんだ。

西 暦	年 号	事 項
1897	明治30年	6月、榛原下より上殿島に切り込む。浸水家屋68戸、水田浸水31町歩、堤防316間流失。 9月25日、台風洪水。境区より切込み上新田・下新田を流れる。浸水家屋45戸。
1898	〃 31年	6月大洪水。三峰川上殿島を貫流。 9月6～7日大洪水。榛原下より切込み、浸水164戸、流失耕地65町歩、原野流失25町歩、損耗125町歩。
1899	〃 32年	両川手、青島堤防復築工事完成し、堤防に戸隠様をまつる。 榛原下に堤防256間を設置。上新田と上殿島の間に堤防敷地の協定を行う。
1903	〃 36年	7月8日、三峰川氾濫。
1904	〃 37年	上殿島河原田地籍、八丁割に切り込む。浸水30町歩。
1907	〃 40年	8月24日、榛原下堤防から切り込み、堤防200間欠壊。跳ねた水は上新田に切り込み、家屋流失13戸、浸水51戸。下県・上川手から浸水し、下川手まで浸水。殉職者出る。
1910	〃 43年	8月10日大洪水。天女橋量水標8尺。
1914	大正3年	8月特大洪水。天女橋量水標12尺。高遠天女橋流される。榛原下、上新田・下新田に切り込む。 大正3年よりかかって青島堤防にアカシア・ポプラ・桜などを植える。
1920	〃 9年	竜東橋竣工。
1929	昭和4年	三峰川大洪水。
1932	〃 7年	室戸台風が来る。
1934	〃 9年	7月5日、大洪水で殿島橋陥没、西春近上島堤防流失。沢渡水量水標流失により欠測。
1938	〃 13年	10月10日、大洪水で河原田堤防50間欠壊。
1945	〃 20年	河原田堤防100間流失。
1946	〃 21年	

西 暦	年 号	事 項
1865	慶応元年	閏5月、領内河川大満水により、上伊那郷・川下り郷では大半の田畑を流失する。この年伊那地方は凶作となる。
1866	〃 2年	三峰川大荒れ。凶作と洪水によって米価が高騰し、領内は不穏となる。藩役所は、殿坂へ御救い小屋を建てた。
1868	明治元年	5月、満水のため春近郷大被害。上殿島の川除決壊。気候不順のため大凶作となる。
1869	〃 2年	11月、入野谷・中沢郷、困窮のため一揆を起こす。この年は平年の4割作で飢饉となり、藩役所は御救い小屋を建てた。 川下り郷の御見通し川除の修繕工事の見分に藩役人が出張する。青島横堤防の設置。
1871	〃 4年	廃藩置県となる。12月に三峰川筋・黒川筋の山林は筑摩県の管轄となり、入野谷郷木師村々の山稼ぎ差し止めとなる。
1875	〃 8年	大洪水。青島より切り込み、狐島・上新田・下新田を流れる。
1876	〃 9年	9月大洪水。下新田と上殿島との間で村境の示談成立。川幅30間と定む。
1879	〃 12年	7月大洪水。車屋堤防欠壊。
1882	〃 15年	7月大洪水。三峰川の中心線を鉾持除から小出の天が洞一つ石を見通して立てる。
1884	〃 17年	三峰川大洪水。車屋大洪水。
1885	〃 18年	7月大洪水。青島の横堤防欠壊。9月、車屋川除欠壊。
1890	〃 23年	大洪水。下新田に切り込む。
1894	〃 27年	8月大洪水。榛原下より上殿島に切込み、村の中通りを貫流。浸水家屋200戸、水田の浸水100町歩。
1896	〃 29年	7月8月三峰川大洪水。

西 暦	年 号	事 項
1841	天保12年	4月、入野谷・川下両郷の村々、井筋分水規定を交換。8月、2度も天竜川が満水し、田原村新田42戸浸水する。
1846	弘化3年	閏5月、大風雨のため満水となり諸橋流失。
1847	〃 4年	藩役所は、留山が尽山となったので、留山以外の山からの御用木の伐り出しを認める。
		9月、藩は、山室川・藤沢川の漁を禁ずる。
1848	嘉永元年	6月、天竜川・三峰川大満水となり、田原・殿島に大被害。六道原の新田開発始まる。
1851	〃 4年	8月、満水。六道原井筋完成。
1852	〃 5年	6月、伊那地方大旱魃。
1854	安政元年	11月4日、東海大地震により伊那地方にも被害が出た。
1856	〃 3年	5月、天竜川大水のため中沢郷大久保前川原の田畑全て流失。
1857	〃 4年	4月、藩役所は、春近郷表木村の国役普請のため、同郷14か村より4,500人の人足を徴収する。この夏、領内の河川はしばしば満水となり、大被害を受ける。11月、満水による被害地を領主が検分した。
1858	〃 5年	2月7日、幕府役人がきて領内の水害地を検分する。4月、川下り郷・春近郷15か村は、天竜川・三峰川の国役普請金1,000両を大草太郎左衛門役所より借用する。同月下旬、川下り・春近郷内の国役普請は人足延10万4,000人、金2,500両をもって完成。10月、藩役所は、江戸廻米350俵を天竜川通船にて輸送する。
1859	〃 6年	川下り郷は六道原新開年貢の上納を始める。
1860	万延元年	この夏、領内河川雨天続きにてしばしば満水となる。秋には冷害となり米価高騰する。 藩役所は、井筋費用として鞠が鼻井筋一勺米上納を命ずる。

西 暦	年 号	事 項
1807	文化4年	6月3日天竜川・三峰川満水し田畑3,000石の損耗、民家580戸を流失する。8月再び豪雨にて国役普請の大半を流失。
1808	〃 5年	5月三峰川の満水で国役普請箇所流失。閏6月21日、再び満水にて領内被害大。
1810	〃 7年	6月、領内河川の国役普請認められる。8月満水して国役普請の大半が流失。
1811	〃 8年	正月、国役普請完成。6月、上殿島村百姓に木挺場の開発を認める。
1814	〃 11年	領内凶作となり飢え人1,600余人を出す。鞠が鼻井筋の工事始まる。
1817	〃 14年	木師郷御林山の絵図完成。
1818	文政元年	鞠が鼻井筋の完成。春近郷村々凶作。藩役所は雑穀を買って郷倉への貯蔵を触れだす。
1820	〃 3年	領内旱魃にて16,000石の減収となる。
1822	〃 5年	藩役所は大坂加番の費用捻出のため、木綿織・ワラジ作りを命じて惣百姓一揆が起きる。
1825	〃 8年	5月天竜川満水で田原村被害あり。この年冷害と蝗害にて16,000石余の損耗。
1827	〃 10年	御林34か所を村々へ払い下げる。この夏領内河川しばしば満水となる。
1828	〃 11年	7月満水となり藤沢・春近郷に被害。
1832	天保3年	霖雨続き、しばしば河川満水となる。伊東伝兵衛、私費680両を投じて鞠が鼻井筋の改修に成功。
1833	〃 4年	長雨続き大凶作となる。
1835	〃 6年	三峰川筋、西川山など2か所を御留山に指定する。領内農村に払い下げた山林を藩に献上させ、村民を山守に任ずる。
1836	〃 7年	4月、雨天続き満水となる。7月、雨天続き満水となる。領内大凶作につき、御救い小屋を設ける。
1837	〃 8年	この夏旱魃、凶作、飢饉。御救い小屋を設ける。

西 暦	年 号	事 項
1757	宝暦7年	この夏長雨が続き、天竜川満水。7月、藩役所は、三峰川河原で川干しを行う。
1760	〃 10年	藩主頼由は、三峰川で鵜飼を見る。
1762	〃 12年	藩役所は、三峰川筋16か所へヤナ場を設置。
1765	明和2年	6月24日、領内の河川が満水となり田畑の損耗多し。
1767	〃 4年	川下郷村々の川原地境争論に裁決下る。
1769	〃 6年	領内御囲山の一部を払い下げるについて、入野谷郷木師村々、藩役所に抗議する。原新田井筋の分水を柳沢家に依頼。
1770	〃 7年	7月、藩役所は、領内の河川に小ヤナ場21か所設置。
1779	〃 8年	8月、天竜川再度の満水にて領内被害あり。
1783	天明3年	3月、代官岩崎宅右衛門が藤沢・川下郷の井筋・川除の検分を行う。8月洪水、この年大凶作。領内飢饉のため飢え人1,900人。
1786	〃 6年	9月、岩崎宅右衛門、川下郷の凶作検分を行う。天候不順のため、領内の田畑24,500石余の損耗。大凶作となり飢え人続出。
1789	寛政元年	6月、領内河川満水のため田畑2,200石の損耗。
1792	〃 4年	6月、領内河川大洪水、被害多し。
1793	〃 5年	11月、高遠領と天領の御林山からの木材川下げの川触れが出る。12月、幕府より木材川下げの触れが出る。
1794	〃 6年	6月、伊那部宿以南の村々に幕府から木材川下げの触れが出た。この年凶作。
1795	〃 7年	8月、天竜川大洪水、被害多し。
1796	〃 8年	この年、長雨と蝗害により16,000石の減収。
1798	〃 10年	三峰川大洪水により上殿島村田畑4町6反歩余を流失。
1806	文化3年	7月24日、領内河川満水となり田畑4,200石の損耗。11月5日、国役普請認められる。

西 暦	年 号	事 項
1717	享保2年	7月23日、伊那地方に大地震。
1718	〃 3年	7月26日、伊那地方に大地震があり、城郭・侍屋敷に被害。
1719	〃 4年	入野谷郷小黒川山を御囲山に指定。8月大雨天竜川洪水。田畑2,400石の損耗。
1721	〃 6年	閏7月16日、領内大雨満水により3,300石余の損耗。
1723	〃 8年	9月、藩役所は、天竜川・三峰川沿いの村々へ木材川下げの定め書を出す。
1725	〃 10年	7月7日、高遠地方大地震のため、高遠城その他が破損。
1726	〃 11年	5月、天竜川大洪水となり、中沢・春近郷被害、鍛冶が島全村流失。
1727	〃 12年	4月、入野谷郷尾勝山・丸山などを御囲山に指定、三峰川筋・黒川筋の三木伐取り停止の触れを出す。
1729	〃 14年	藩役所は領内御立山を領民に払い下げる。
1735	〃 20年	領内農村から国役金を上納する。
1738	元文3年	5月、天竜川・三峰川満水のため田畑15,500石余の損耗。人馬流死、堰堤や橋の流失・崩壊おびただし。8月、再び満水。 この年、領内村々に定免制が施行されたが、3分の1は検見取村として残る。
1742	寛保2年	8月、寛保の大満水。
1747	延享4年	8月19日、大雨のため河川が氾濫し、田畑の損耗がでた。この年飢饉。
1753	宝暦3年	8月、天竜川満水し、川下郷村々、田畑の流失・井筋の損壊などあり、春近郷七か村井筋破損。
1754	〃 4年	6月、藩役所は三峰川へヤナ場を設ける。
1755	〃 5年	春近郷七か村、大井筋の普請願いを出す。8月、天竜川三峰川大洪水となり、上殿島の田畑の損耗いちじるし。

三峰川（天竜川を含む）年表

西 暦	年 号	事 項
1601	慶長6年	保科正光は、先の領主の治政を継承して、領内の御林山を御囲い山に指定する。
1640	寛永17年	鳥居家は、三峰川筋・小黒川筋などに30か所の御立山を指定。
1653	承応2年	6月、天竜川満水。領内村々被害大。
1655	明暦元年	佐久の柳沢氏、貝沼原で新田開発を行う。
1656	〃 2年	入野谷郷三峰川筋・戸台川筋34か所を御立山に指定する。
1658	万治元年	三峰川大洪水となり、貝沼井筋欠壊。
1670	寛文10年	天竜川満水。米価高騰す。
1685	貞享2年	鳥居家は三峰川筋・黒川筋などに29か所の御立山を指定。
1693	元禄6年	入野谷郷木師の村々は、この年より斧役料を負担することになった（内藤家支配）。
1696	〃 9年	入野谷郷の尾勝山など3か所を御囲山に指定。
1699	〃 12年	天竜川・三峰川大満水で飢え人が出て、藩役所は御救い米を支給する。入野谷郷穴沢山など3か所を御囲山に指定。
1703	〃 16年	6月、強雨のため藤沢・川下りなど3郷16か村の350町歩に被害。9月、江戸廻し用木材の川下げについて天竜・三峰川沿いの村々に藩から触れが出た。
1705	宝永2年	天竜川が2度氾濫し、幕府役人が水害地を検分する。
1710	〃 7年	6月、入野谷郷4か村の惣百姓が笠連判状で幕府巡見使に窮状を訴える。藩は入野谷郷こも立山など3か所を御囲山に指定する。
1715	正徳5年	未満水。6月18日より7日間の風雨で、天竜川・三峰川大満水。田畑7,800石余の損耗。死者30人、流失家屋64戸、橋の流失36か所。

三峰川みらい会議 水チーム

前林 賢一	高遠町小原	織井 秀夫	伊那市東春近榛原
若林 俊明	伊那市富県新山	井出 靖	長野市伊勢宮
伊藤 幸宏	伊那市東春近車屋	南坂 丈治	駒ヶ根市赤穂

北原 優美（きたはら ゆみ）

1935年 上伊那郡高遠町に生まれる。
1980年頃より、開発地に関する災害史の研究を始める。
1986年より、『語りつぐ天竜川』の企画編集に加わる。

著作 『語りつぐ天竜川』シリーズ中より
『伊東伝兵衛と伝兵衛五井』 No.16
『諏訪湖－氾濫の社会史』 No.38
共著 『昭和三六年伊那谷大水害の気象』 No.28

三峰川ものがたり

平成12年 3 月17日 発行

企 画	建設省中部地方建設局	長野県駒ヶ根市上穂南 7 - 10
発 行	天竜川上流工事事務所	〒399-4190 ☎ 0265-81-6415
監 修	三峰川みらい会議水チーム	
著 者	北 原 優 美	長野県南安曇郡豊科町豊科 4574 - 16 〒399-8205 ☎ 0263-72-6061
編 集	㈱環境アセスメントセンター	本 社 静岡県静岡市清閑町13-12 〒420-0047 ☎ 054-255-3650 松本研究室 長野県松本市島立439-2 〒390-0852 ☎ 0263-47-6644
印 刷	双 葉 印 刷 (有)	長野県松本市城東 2 - 2 - 6 〒390-0807 ☎ 0263-32-2263

「語りつぐ天竜川」の発刊にあたって

南アルプス、中央アルプスの高峰にはさまれて、伊那谷を北から南へ貫流する天竜川。その流域では、あり余るほどの自然の恩恵に浴して、人々は豊かな暮らしを育んでいます。しかし、名にし負う“暴れ天竜”は、ひとたび豪雨が見舞えば、日々の穏やかな表情を一変し、猛々しい牙を剥き、人々の暮らしを脅かしてきました。

天竜川上流工事事務所では、天竜川が“母なる川”として優しい微笑をたたえ続けて欲しいと願う人々の切なる気持ちに応えるため、半世紀にわたり、地域の人々の多大なご協力のもと、自然の脅威と闘いながら河川改修事業や砂防事業に取り組んできました。しかし、まだまだ危険な箇所は多く残されており、絶えず流域の変貌をみつめ、河川管理施設の整備と維持を図っていかねばなりません。

わが国のように、急峻な地形、厳しい自然条件のもとで、限られた河川の氾濫原で、高密度な社会経済活動を展開していくにあたっては、安全な川づくりが不可欠であり、河川にどうしても人間の手を加えざるを得ない場合もあります。一方、河川は地域の風土と文化を形成する重要な要素であり、また豊かな生物が育まれる場所であり、かつ、それは長い歴史の中で様々な過程を経ながら形づくられてきたのです。このため、安全であると共に地域の個性を生かした、自然豊かな川づくりを進めるにあたっては、まず河川、そして河川をつくりあげてきた地域そのものの成り立ち、歴史をよく学んでいかななくてはならないと思います。

「語りつぐ天竜川」は、こうした考え方に立ち、天竜川に関する地域の知見や経験を収集し、広く地域共有の知識とすることにより、地域の方々に天竜川に対する認識を深めていただき、よりよい天竜川を築いていくことに役立てたいと思い発刊するものです。昭和61年度に初版を発刊してから早13年を迎え、今回発刊する2巻を合わせて52巻になります。これも偏に天竜川を愛する地域の方々、その気持ちに応えようと、お忙しい中ご協力いただいた執筆者の方々の賜物です。

なおご執筆頂いた方々には、自由な立場からお考えを披瀝して頂いていますので、建設省の見解とは異なる場合がありますことを付言します。

建設省中部地方建設局天竜川上流工事事務所

所長 田村 秀夫

「語りつぐ天竜川」目録

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| 1. 伊那谷の気象 | 米 山 啓 一 著 |
| 2. 天竜川上流域の立地と災害 | 北 澤 秋 司 著 |
| 3. 天竜川に於ける河川計画の歩み | 鈴 木 徳 行 著 |
| 4. 総合治水の思想 | 上 條 宏 之 著 |
| 5. 総合治水と森林と | 中 野 秀 章 著 |
| 6. 伊久間地先に於ける天竜川の変遷 | 松 澤 武 著 |
| 7. 天竜峡で見た天竜川水位の変遷 | 今 村 真 直 著 |
| 8. 村境は不思議だ | 平 沢 清 人 著 |
| 9. 諏訪湖の富栄養化と生物群集の変遷 | 倉 沢 秀 夫 著 |
| 10. 諏訪湖の御神渡り | 米 山 啓 一 著 |
| 11. 理兵衛堤防 | 下 平 元 護 著 |
| 12. 近世 天竜川の治水 ― 伊那郡松島村 ― | 市 川 脩 三 著 |
| 13. 川筋の変遷 ― 天竜川と三峰川の場合 ― | 唐 沢 和 雄 著 |
| 14. 伊那谷山岳部の降雨特性 | 宮 崎 敏 孝 著 |
| 15. 天竜川の橋 | 日下部新一著 |
| 16. 伊東伝兵衛と伝兵衛五井 | 北 原 優 美 編 |
| 17. 天竜川の魚や虫たち | 橋 爪 寿 門 著 |
| 18. 天竜川のホタル | 勝 野 重 美 著 |
| 19. 天竜川流域の村々 | 松 澤 武 著 |
| 20. 小渋川水系に生きる ― 人と水と土と木と ― | 中 村 寿 人 著 |
| 21. ものがたり 理兵衛堤防 | 森 岡 忠 一 著 |
| 22. 量地指南に見る 江戸時代中期の測量術 | 吉 澤 孝 和 著 |
| 23. 土木技術と生物工学 ― 生きものを扱う技術 ― | 亀 山 章 著 |
| 24. 戦国時代の天竜川 | 笹 本 正 治 著 |
| 25. 天竜川の水運 | 日下部新一著 |
| 26. 惣兵衛川除 | 市 村 威 人 著 |
| 27. 紙芝居 開墾堤防 ― 下伊那郡豊丘村伴野 ― | 竹 村 浪 の 人 著 |
| 28. 昭和36年伊那谷大水害の気象 | 奥 田 穰 著 |
| 29. 天竜川の淵伝説 ― 『熊谷家伝記』を中心に ― | 笹 本 正 治 著 |
| 30. 天竜川の源流地帯 | 赤 羽 篤 著 |

- | | |
|--|-------------------------------|
| 31. 東 天 竜 | 三浦孝美 共著
仁科英明 |
| 32. 天竜河原の開発と石川除 | 塩 沢 仁 治 著 |
| 33. 伊那谷は生きている | 松 島 信 幸 著 |
| 34. 天竜川の災害伝説 | 笹 本 正 治 著 |
| 35. 天竜川の災害年表 | 笹 本 正 治 編 |
| 36. 天竜川水運と樽木 | 村 瀬 典 章 著 |
| 37. 水辺の環境を守る | 桜 井 善 雄 著 |
| 38. 諏訪湖 ― 氾濫の社会史 ― | 北 原 優 美 著 |
| 39. 河川工作物と魚類の生活 | 中 村 一 雄 著 |
| 40. 天竜川上流域の過疎問題 | 山 口 通 之 著 |
| 41. 資料が語る 天竜川大久保番所 | 松 村 義 也 著 |
| 42. 天竜川上流 河辺の植物と植生 | 関 岡 裕 明 著 |
| 43. 水利開発にみる中世諏訪の信仰と治水 | 藤 森 明 著 |
| 44. 横川山巡覧記 ― 『辰野町資料第87号』より ― | 辰野町教育委員会編
赤 羽 篤 校訂 |
| 45. 天龍川の鳥たち | 福 与 佐 智 子 著 |
| 46. 遠山川流域の民俗とふるさとイメージの創造 | 浮 葉 正 親 著 |
| 47. 田切ものがたり | 赤 羽 篤 著 |
| 48. カエルと暮して | 山 内 祥 子 著 |
| 49. 伊那の冬の風物詩 ざざ虫 | 牧 田 豊 著 |
| 50. みんなの三峰川を次世代に | 三峰川みらい会議
事 務 局 編
(以上既刊) |
| 51. 三峰川ものがたり | 三峰川みらい会議
北 原 優 美 著 |
| 52. 天竜川水系の水質
―「泳げる諏訪湖・水遊びのできる天竜川」を目指して― | 沖 野 外 輝 夫 著
(発刊中) |